

明治廿七年二月二十六日第三種郵便特認

MAGAZINE  
OF THE PRISON  
SOCIETY OF JAPAN.  
NO. II. FEBRUARY, 1902.  
VOL. XV.

明治廿七年二月刊

每月一回二十日發行

監獄協會雜誌

明治三十五年

二月二十日發行

第五拾卷

第二號

監獄協會發行

印刷所 東京市麹町區內幸町一丁目五番地 惠愛堂

第十五卷第二號目次

●論說 (一頁)

●獄事所感於監獄茶話會  
●病年所感於監獄茶話會  
●理想的行刑制度(於監獄茶話會)  
●談業 (一六頁)

●講讀  
●衛生談  
●看護書錄の選擇  
●監獄のクリスマス祭  
●ワイルヘル博士の計畫  
●監獄經理談

●雜錄  
●在聖人實學規程釋義  
●巡見雜記

●海外思潮  
●タラツク氏ハワード協會主幹の職を退く(ハワード協會報告)  
●英國監獄懲罰  
●英國監獄作業

●時々のごさく  
●數件 (四九頁)

●統計  
●數件 (五一頁)

●難報  
●數十件 (五七頁)

●叙任辭令  
●寄書  
●三件  
●會告 (頁)

石澤龜香  
高木光久  
留岡幸助  
岳洋生  
眞木喬  
別天上  
同天上  
頁  
頁  
頁  
頁

第十五卷第一號目次

●會 說 (一頁)

●新 年の辭 (二頁)

●論 精神病醫學より觀察したる犯罪者の處遇方法 (於監獄茶話會) 片山國藏 醫學博士 石澤彌吉 (三四頁)

●談 獄事の梗概 (於監獄茶話會) (三四頁)

●雜 著 ●普小野ワケルヘルム四世ノ監獄事業に對する効績 居洋生 同上 ●普國議會の監獄關係問題に對する態度 同上 (四六頁)

●本認附錄に就て ●典獄諸公に與ふるの書 松野綠 別天生 ●巡見雜誌 ●譯獄報告例の制定に就き 和田生 ●獄事小話 (六五頁)

●統 計 ●明治三十四年十一月末日現在全國監人員表 ●明治三十四年十一月末日現在全國監區分表 ●明治三十四年十一月末日現在全國刑名別月分上訴人員調 ●看守調授筆記 (陸澤典獄著) (七一頁)

●雜 報 ●數十件 (七二頁)

●監獄法令 ●叙任辭令 (八二頁) (八五頁)

●會 報 (八六頁)

監獄協會雜誌第十五卷第二號

（明治三十五年）  
二月二十日發行

論說

○獄事所感

(於協會茶話會)

石澤謹吾君

私は御聞及もございませうが豫て監獄事務官の職を奉じて居りましたが此度辭表を提出致しまして去る十四日に聽許せられて全く此の官途を退きました、其れに就きまして最早官途を退きますれば斯の監獄協會に顔を出さぬと云ふ人が多いのてあります、私は御承知の通り此の監獄協會の創立者でありますから縱令退いても協會に顔を出す様にと云ふ事は小河君等より御話もありましたから、今日は其の御挨拶旁之に出しましたのであります、何んぞ外に講演すると云ふ腹案も持ちませぬ、只今申します通り官は退きました、が相變らず斯道の爲に是迄の通り御交際も願ひ御愛顧も蒙りたいと云ふ所から出しました次第であります、獄事所感と云ふ題が出て居りますが別に是れと云ふ事もありませんが、詰り私の方針は一たび

獄事に従事してより一生是れで終ると云ふ事は明治九年以來少しも變りませぬ、色々勸誘も受けて之に出たら宜からう彼れに出たら宜からうと云ふ勸誘もありましたが私は一度之に出た上は斷然心を動かさぬと云ふので兎も角先づ七十三歳迄貰いたのであります、是丈の事は諸君も御愛顧下さらんことを願ひます、私の時代には此の監獄に首を突込んで社會に出ぬと云ふ事は出来難いのであります、是れから後は監獄は改良せねばならぬと云ふ事は追々感じて参り且つ官吏たる者は此後自から斯の社會の趨勢が科學的になつて他から突然其の地位に入ることは出来ぬ事になりました、でありますから私の之に就て外に出ぬと云ふ事は好い標本にしやうと思ひましたが今日では當てが外れて、そう云ふ事は寧ろ杞憂に屬して仕舞ふて必ず監獄官吏を踏臺にして他に往く事は出来得られぬのであります、實は私は其の標本とする積りであつたのであります、今日は一尙價值が無いのであります、併し乍ら希望は其の希望でありますから其事丈は萬一そう云ふ心を動かされる事が出来ても石澤謹吾は二十三年間獄事に入つて七十三歳迄他に出ぬと夫れ丈けは嗚呼がましいが標本として載きたいのであります、其れも今後標本にならぬとなつたのは明治聖代の御蔭で誠に嬉ばしい事であります、夫れならば長年居つて何を目的にしたかと云ふ御尋ねになると御答に當惑しますが、先づ私の目的は古奥い人間でありますから大學の三綱領に在る、心を正しうして身を修め

## 論

## 説

身を修めて家を齊へ、家を齊へて國を治むると云ふ、矢張り此の順序を守つたのであります、前の高木典獄の御話にも同様で兎に角典獄の職を奉ずる者は同様でなければならぬのであります、それ故に私の御話も同じ様になるのは免れませぬ北海道の如き第一北海道は彼の通り樺戸郡月形村はイッパも樺戸郡月形村で一團輪を爲して典獄は其の一場所の知事なり典獄なりで何事も其の模範となりまして一寸民間の子供が居る、お前は何になる、己れは典獄になる、典獄より外善いものは無いと云ふ位で憐む可きものであります、夫れ故に典獄は心身を正しうせねばならぬ、囚徒は始終見て居ります監獄官吏の素行、家内の行ひは必ず囚徒は知つて何か疑はしい事があると効用を空しくすることがあります、私は酒も嗜みておりますが晩酌一合として居りまして決して酒の爲めに心身を亂さぬ様にして能く看守長に其話をして今日を慎しましめ又看守が新に妻を迎へるにも北海道は僻遠の地で内地から還るので男は先きに行きますが女は少ない、夫れ故に監獄官吏が妻を迎へるにも如何な者を迎へる北海道では醜態婦即ち姪賣者を後家とか申しますが北海道官吏の妻は後家の成り上りてありました、決して後家杯を妻にしてはならぬ其れを妻にするならば官吏を辭せと云ふ嚴命を下して置きました、夫れ故に看守の妻は汚ない態をして居つても木綿でも細帯を締めぬて普通の帯を締め百坪以上地面を與へて家内が軻を執つて耕し朝夕の野菜等に不自由の無い様に致しま

した、北海道には山桑と云ふて自然生の桑がありますから官に於ても其の山桑を一箇所に纏めて先づ今日では官吏社會に拂ひ下け既に天然枝桑六千貫目拂ひ下けをする事が出来ました、そう云ふ風に官吏の家庭から改めて囚徒の感する所は成程官吏たる者は少給ても家内迄貧乏して居つても不都合はないと云ふ事を感じさせて、さうすれば其れから感化を施すと云ふ順序から行く外好手段はないとして今日迄遣り來つて居りました、功績が擧つたかと云ふに功績は擧つて居りませぬが私の感じて居る所では賞表が行はれて以來感化は行はれ易くなりましたので私は改良して正業に就て居る者が有る様に感じました、併し乍ら百人が百人迄感化が普く行渡るに至らぬのは耻づべき事でありましたが賞表を利用して自から率ゆるに正心を以て致せば必ず往かぬことはないとして自信を厚くして率ゐて來ました前の御話の如く規律は大事でありますが幾ら規律を厳しくしても自分が正しくなければ決して感化は行はれぬと云ふ事は年來試して見て心に感ずることが少なからぬのであります、今日では有りうちの事でありますが始めて賞表の制度の行はれた時分に賞表教誨の席で一個から五個迄與へる賞表の制を説き且五個を重ねて良民と爲つて社會に出るのであります趣旨を囚人に諭しました、所で

賞表は娑婆への旅の一里探

所謂「門松や冥途の旅の一里探」の意味を取りましたして斯う私が申しました所が其

中の一人、田中某と云ふ者が其の教誨の済んだ跡で看守を以て甚だ恐れ入りましたが先刻の上の句の跡を附けましたからと云ふて出しました

落着く先きは花の降る里

至極面白い下の句を附けたのであります、それは只今正しく遠州周智郡と云ふ所に往つて其後絶へず年始狀を寄越して今年も寄越しました夫等は感化の出來たので併し普く渡つたとは申されませぬ、是は一つの例に過ぎはせぬが此前も「獄治の経歴」と云ふ御話を致しまして之れもまだ残つて居りますから併せて他日に譲ります此前も長らく御邪魔をして夕景に及びましたから今日は是丈けに止めまして残りは又後日に申します今日は御挨拶として右様の次第を申して置きます

## ○新年所感

(於協會茶話會)

高木光久君

私は前席の方と同じ様な事を申上るやうてありますが、私も今日は諸君の御高説を承はる積りで出しまして私から何か御話する腹案はございませぬ、處が副會頭から何か御話をせよと云ふ御勧めがございしましたので毎回諸君の御高説のみ承はつて居るのはちとズル過ぎますし又一面會員の義務としても餘り諸君の御話計り承



はるのの義務に缺ける事てありますから、茲に登りました次第であります。其演ずる所は諸君を益することはありませぬ、唯新年になつて私の感じました事を御話するに過ぎぬのであります。此の新年の所感と云ふ事を演題として掲ぐるよりは或は職務の成績と云ふ題が適當と思ひますが新年に付て感じましたから此の題を掲げたのであります。此の明治三十五年の歳を迎へましたに就て私の感ずる所は既往の職務の成績は如何と感じましたのであります。随分世の中に戦争と云ふ事は澤山ある、遠く外國の例を引かずとも我邦にも長いや短いのある、十年に田原坂の役又前九年後三年の役もあり又廿七八年に國と國との戦争もあり又數百年來やつて居りますが未だ終局が附かぬ、此後イソ結局が附くか國と國との戦争をしても遂に平和の終局を見るのに此の犯罪軍と防遏軍との戦争は長い日子を費して居りますが、失敗と云へば或は極端かは知れませぬ亦少くも未だ勝つと云ふ事は申されませぬ、以前は勿論幕府の時代でも決して再犯を防遏せまいと云ふ目的ではない執行方法は違つても兎に角其の目的は犯罪無からしむる様にしたいと云ふのが其趣旨であらうと私は信ずる、と申すのは若しも唯悪い事をした者は之を社會の外に遣つて仕舞へと云へば幕府の時代に片端から斬罪にすれば宜いが敢き放し或は監をするのは世の中の人を懲し再び犯罪せぬやうにしたのであつ

て若し犯罪者を惡んで居つたのでありますすれば其の目的は達せられませぬ、維新以來犯罪の撲滅は全く出来ぬでも減少はすると云ふのであります。政府は勿論之に従事する當局者も總て盡力し居るに拘はらず未だ立派に犯罪軍をして自裁を擲てしむるに至らぬのは如何なる原因であるか、若しも昨年の如くてあれば外部は知らぬが其の目的はイソ達せらるゝか知れぬのであります。維新以來監獄改良をして居る、戦争で言へば歩騎砲兵輜重兵も作戰計畫は完全とは言はれぬが兎に角我々汲々として計畫されて居る、是れでも犯罪軍に勝つことが出来ぬ、總て衛生にしても牢に入れば必ず疥癬をかひて牢濕と云ふ程で其他の疾も年々少ない、監獄の死亡者も鮮ない、作業の事も健康上に悪い業は追々少ない、又監獄檢束方法も昔の如く打ち擲つて腕力を以てする事なく彼等を心服せしむる方法を執らるゝと云ふ事は争はれぬのである、斯の如く監獄の總ての事業が進んで居るに拘はらず、昔と餘り變らぬ其れは何かと云ふに習慣犯者が入獄します、昔も度々還入て來ます、司獄官は宜いとは思はぬが、ソラ又入兵衛が來た、又權兵衛が來たと云ふ様で十の八九は無悔俊である、夫れは再犯の恐れがある、是れで直はると云ふことは滅多に無いと私は考へます、私の實驗でそうでありすから他でもそうと思ひます、悔俊者が出ることは、むづかしいと思ひます、そうすれば誠に此の監獄改良は第一の目的とする再犯防遏は事實の上で於て顯はれぬ、是は何が故に事

實の上に現はれぬかと云ふに種々なる原因もあまませう、第一席に述べられた感化院の成立等の未だ勃興せぬのは一大原因と思ひますが我々が囚人をして感化せしむる力に乏しいと云ふのが一大原因ではないかと思ひます、外部の事は第一席の方が御述べになつたから申しませぬが新年以後此の再犯を減じやうとするには此のあらゆる法律規則を改正するも必要でありませうが、之に伴つて司獄官の精神も亦一新せぬければならぬと思ひます、再犯囚が遁入れば遺憾である残念である云ふ事を一層深く感ずる様にしなければならぬと思ひます、夫れから私が一つ妙な「ロヂック」には合はぬ事でありませうが躬行實踐と云ふ事を能く口癖のやうに言ひますが果して此の躬行實踐が實行してあるや否やは少しく疑ひなき能はず、是が「ロヂック」しても文字の様にならねば「ソナ」に監獄の法律規則が改つても出来ぬ、監獄は規律の府である、規律の府でなければならぬが監獄の圍みの内が唯規則實にしても其從事する人が人の信用を得ないと云ふ事であれば決して在監人を感化することは出来ぬ、犯罪者が監獄に終身居れば外の事を知らぬが彼等は放免後監獄官吏は監獄の中に居つては眞面目で居つても彼等が外に出て居る所を見よと云ふ様では信用せぬ、監獄官吏が言ふても心服せぬから要するに監獄の中計りの規律でなく監獄全体が道徳で固めたものでなければ信用を置かぬと思ひます耻も御話せぬければならぬから申しますが、私が或る監獄に居りました時に夏季

になつて傳染病が多くなるから掃除をせねばならぬと云ふ事を巡查が申して來ました、然るに私の處へ申して來た時に丁度雨が降つて人を備ふても誰も來ぬ、出勤前に下女が來て私に申しますに疊を上げてやりませぬが、疊の上を帶いて置きましたから疊を上げて掃除をしたと申して置きませうかと言ひました、一家内に起臥して居る下女の事でありますから常に私を斯う云ふ人間であると云ふ事は推察して居る、其の下女が私を眞實の人間と云ふ事を考へて居れば「ソナ」事を言へば頭「ソナ」に叱られると思ふから申しませぬが、家に居る下女に斯の様な事を言はるゝのは「ヨク」信用が無い、已惚れと瘡氣の無い者はないと云ふ事があります、我が家の者位には信用して居らるゝと思ふて居りました、然るに家の下女に斯う云ふ様な事で在監人が私を信するか否やと思ふて赤面したのであります、我々も將來は最も信用せられて家族にも下女にも多くの信用を受けぬければ在監人を感動させることは出来ませぬ、自分の行を正しくして監獄の内計りでなく監獄の外でも正しくしなければならぬ、固より未だ其れ丈けの人間なりと云ふことは出来ませぬが必ず注意して居ります、兎に角此の監獄の改良は外の補助機關は必要でありませうが内に於て専ら改良が出来る餘地が十分あるのである、彼等をして司獄官に慈愛ある信用の深い者、道徳で固めて居る者と云ふ信を置かせねば果して改過遷善させる事は出来ぬと私の固く信するのであります、利益も無い御話を諸君





の犯罪者も刑罰が主で感化は客であると云ふ事は是は私は間違つて居りはせぬかと思ふ、刑罰は方法で感化は目的に相違ない、然るに刑法學者或は監獄學者が非常に間違つた論をする者がある、刑法の目的は何うか、刑法は社會の治安を全ふする社會を防衛するが目的である、社會を防衛するには犯罪者を罰する、犯罪者を罰すれば犯罪者は殖えて来る、そうすると刑法の目的として犯罪者を罰した爲に社會を全ふする爲に罰するとなれば目的は善くても却て犯罪者を多くしたと云ふ事が分つて来る、そこで刑罰感化の割合をドウ云ふ風に宜いか同じ所で全ふすることを得るか何うかと云ふ事は餘程研究を要する問題と思ふ、十八世紀の半は頃に諸君御承知の通り拘禁制度即ち「ペンテナシアリシステム」と云ふものが起つて犯罪者を刑罰するに付て拘禁制度位良い制度はない、昔は犯罪者は皆刑事被告人て宣告すれば打ち斬るとか島流しにして自由刑を行ふ制度は無かつた、自由刑を行ふ制度は和蘭から始つて今日の自由刑を執行する事になつて來た、之を刑法學者監獄改良學者が非常に感歎した、處が此の拘禁制度が或る囚人に何つて宜しくないといふ事が見出された、そこで行刑は監獄で爲すは駄目だと思ふ、或る囚徒は監獄外でしたいと云ふ或は條件附裁判或は保釋等の起つた所以でありませう、拘禁制度は十八世紀に於ては新しき方法組織でありましたが今日は總ての科學發達するに付て果して監獄に拘禁して刑の目的を達し監獄の目的を達す

る事が出来るかと云ふに、頗るむづかしいと思ひます、私が理想的行刑制度と名づけたのは或る一種の犯罪者は拘禁制度で自由刑を科し或る一種の犯罪者には監獄外でやらねばならぬ、處が茲に一つの困難なる問題は斯う云ふ議論をする者がありませう監獄學或は刑法の主義から云へば刑の目的は復讐も威嚇も懲罰もあり改良もあるから各種のものを調合してやらねばならぬカントが斯う云ふたクレイトが何う云ふ事を言つた斯う云ふ事を言ふた其れは刑法學者が許さぬと云ふて新しい方法を拒む學者が随分ある、併し私の思ふに昔の原則は打敗つて差支ない、原則なるものは十八世紀十九世紀に於ても其の社會に於て頭角を顯はした者が誰も賛成して原則となつた、併し其の目的が科學上、社會の進化上古くなれば打敗つて差支ない、大家の論に反するからと云ふ事は決して私は取るべきものでないと思ひます愈々新しい事が出て來れば實檢して果して社會改良になり監獄の進歩になれば宜い、必ずしも確乎不撓動かせぬと云ふのは昔の事に泥んで新しい進歩に伴はぬと云ふて宜い、夫れは或る囚人は監獄でせねばならぬ或る囚人は出來るか何うか監獄の外に於て刑の執行をすることが必要である監獄學者が非常に勢力を以て反對するにも拘はらず社會の進歩と云ふ者が社會の外に於て刑罰して居る事は面白い現象と思ひます、監獄の外に於て刑罰するは刑罰の目的を達するに於て宜しくないと云ふ事はない微罪を以て長く監獄に居るものゝ再犯者が歐



點巴各國に於ても統計書に六百の内百位有すと云ふ事を見ないものはない。爰に監獄外でずる爲めに罰金、保釋條件附裁判と云ふ事が出来て監獄の中でせめて監獄外ですると云ふは目的に背くが知れぬが實際に於て行刑の目的を改訂して之れを爲すことが出来る、そこで私の思ふには若し出来ずならば十八歳以下の犯罪人は盡く監獄の外で刑を執行したい、夫れは何の事業の内に入るかと云ふと感化事業の内に於て十八歳以下は悉く監獄外で、若し監獄外で差支されば殺人犯以下悉く之れを學校に於て處遇して見たい、其の處に於て刑罰の形を軽くして夫れは嚴正なる規律の下に於て刑罰三分、教育七分と云ふ様な割にして社會の學校組織の中で此刑を組織したならば有功なる効果を顯はすと思ひます、勿論十七八歳にしても區別もあります段階もありますから同じ感化事業に於ても同じ規律の下に同じ方法の下にやることは出来ませぬが兎に角十八歳以下の犯罪人は監獄の外に於て感化事業でやつては何うか、もう一つは條件附裁判では是れは年齢は問はぬ荷も憫量すべき事情の犯罪者であれば其の初犯の者も其のやり方は監獄の中に一處の場所を造るなり其國の事情と習慣に應ぜねばならぬが初犯で情狀を酌量して如何にも氣の毒な者があります其者は條件附裁判にしてやり十八歳以下は監獄より除き、初犯にして情狀を酌量すべき者を取るときは殆んど犯罪者の半分は監獄の外でやり得ることが出来ると思ひます、左すれば獨り刑罰の利益のみならず監獄

費と云ふ非常なる經費を殺減する事が出来ると思ひます若し我邦に四百萬圓の金を使つて居れば此の二百萬圓は儘に減ずることが出来る若し出来るならば半分に減じて外でやれば百萬圓で出来やう精密なる計算は今茲に大體の話で細かに申しませぬが非常なる數を減ずると思ひます、例へば初犯で情狀酌量すべき者を條件附裁判とすれば若し之を亞米利加の様にすれば自分の宅でやりますから私の意味は監獄費は要しませぬ、又必ずしも感化事業を國家がやらぬでも宜い親から徴集し或は教育費からやつても宜い、そこで經濟の上からしても成績の上からしても殆んど犯罪人員の半分を外でやる様にすれば非常な効果を來しませう此の行刑制度は著しい進歩を見ることが出来る唯其れに付て昔刑法學者が之が原理原則と云ふことに衝突して来る、だが私は差支ないと思ふ昔の原理原則と云ふ事にすると丁度勘定合つて錢足らずと云ふので原理原則でやれば段々殖えて來れば原理原則は算盤の上では合つても實際金が足らぬと云ふ事は實際に於て證し得ることが出来ると思ふ、そこで感化事業と條件附裁判に殆んど半數を託すと云ふ事になれば著しい成功を見る、ろうすると此方は規律三分感化七分と云ふ様な割合になつて來ると思ふ、

## (一) 講 讀

岳 洋 生

外國の監獄には講讀(レクチュア)と稱して、免役日の午後又は休役時間などを利用して囚人殊に書籍看讀の能力なき種類の者に對して宗教道德歴史地理又は上品なる小説神史等に關する有益にして趣味ある書籍を讀み聞かせてやることがある、普國などでは多く看守中適當の者を撰んで之れが講讀の任に當らしむることになつて居るが、白耳義和蘭佛蘭西などに於てはすべて囚人中教育ある者を撰拔して之れに講讀をなさしむるの實況である、囚人が高壇に起て教師然として講讀をする、ソレを官吏が傍て戒護して居るのは何となく戒護者が講讀者たる囚人より眼下に見降さるゝやうな遺憾で甚だ不體裁であるのみならず感化の効力も如何にも薄弱であるかの感なき能はずである、然し此の講讀に就ては囚人は一般に非常の趣味を持つて居るので、恰かも我が下流社會の者が軍談の寄席にでも行くやうな工合で、講讀時間の來るのを一日千秋の思ひて渴望して居るとのことである、曾て或人が(此人は監獄改良に熱心の聞へある某伯である)監獄に於ても時々講釋師でも備

入れて上品の軍談などを聞かせたら實に精神慰養の効あるのみでなくソレがまた間接に改良感化の方便になるだらうと言はれたことがあるが、正可に監獄へ講釋師や落語家を備入るゝ譯にもなるまい、實際また軍談や落語の力を藉らずとも囚人の精神を興奮慰養するの道は他に之を求めて得ずと云ふこともあるまい、監獄であるからと云つて一から十まで唯だ規律實めて組み立てゝ無闇に苦痛を與へ窮窟を感ぜしむるのみが能てはない、フナ人間であつても人間である以上は生活の間に多少の快樂少くも希望を有するの餘地なくてはならぬ譯で、是れが實に人生自然の至情とも云ふべきものである、若し強て之を無理鎗に抑壓せんと試むるの結果は一方、隱微の間に種々の下品なる即ち惡性の快樂を恣にせしむるに至るを免れないことになる、監獄に犯則行爲の多いのも畢竟は餘り規律實めが過ぎるの結果ではあるまいか、規律で實むべき所は飽くまで之を實むるに異存はないが之を實むるの必要を感ぜしむるに至るの原因が分つたならば先づ之を取除くの道を講ずることが智者の事であらふと思ふ、實は今日の處、我が監獄に在つては殆んど一も囚人に趣味を感し快樂を覺へしむる道なしと謂ふべきである、快樂と言つては諸弊があるかも知れぬが精神慰養の方法が行はれて居らぬと謂つて差支へあるまいと思ふ、若し此儘で嚴正分房制でも普及せらるゝ様に進歩して行つたならばソレこそ精神的死人——分房制及反對論者の口吻を眞似て言はうなら監

房生埋の非難を事實に發現せしむるに至るを免かれまいと思ふ、改良を以て稱せらるゝ外國の監獄などには色々囚人の精神を慰養する道が備つて居る、我國では音樂の如きは純真の家庭に聞くべからざるやうに思つて居るか外國の監獄には而かも神聖なる教誨堂の内に神事勤行の必要品として必らず樂器が備付けられて居つてソレが神儀の場合に奉せらるゝのである、又教誨の時は勿論其他の場合でも屢々囚人をして唱歌を誦はしむることあるが唱歌の折には樂器を奏して調子を合はせる、ソレを囚人が無上の樂みとして其の精神を慰めるとのことである、精神慰養といふことは俗に云ふ唯だ慰みと云ふが如き無意味のことではなくて、それが即ち直接に改良感化の手段になる譯なのである、實を謂へば、嚴正の教誨も囚人に取りては趣味を以て歡迎する精神慰養の方法とならなければならぬのであつて、若し教誨が——動もすると囚人などの間に惡言を放つと言ふとであるが——懲戒になるやうのことであつては、タトヒ其樂は口に苦がしとの誹はあるにせよ、餘まり苦がすぎては折角の良藥も嚙下することが出來ずして、終に其効顯を著はすに至ること能はざるべしと思ふ、囚人は赤兒の如きものである、同じ事ならば泣かせずに藥を飲ませるが善好方便ではあるまいか、咄しが少くし脇道に入つたが——外國の監獄には音樂や唱歌の外にまだ色々な囚人の精神を慰める方法を行つて居るとであるが、中にも囚人をして時折芝居を仕組んで之を興行し——と云

ふは仰山だが——せしむるやうな随分吾々の眼から見ると突飛に過ぎるともして居るのである、芝居の出來るやうに教誨堂や或は教場がチャヤと平生から仕組まれて居る向もある、イサ芝居を行ふと云ふ場合になると一段高い所の講壇が一面の舞臺と世界が變つて樂屋も出來れば幔幕も下りる、備付の樂器が鳴物入の場合に直ちに其用をなすと云ふことになる、我國でも昔しの牢屋時代には所に依ると牢屋の内で囚人が時々芝居の真似事するやうなこともあつたとの斷しであるが、何づれ其筋書は例のお半長右衛門とかお輕勘平と云ふが如き類で極めて卑猥のものであつたろうと思ふ、今日外國の監獄などで行ふ所の芝居などは決してソレな下品なものではなくて、有名な「シェークスピア」とか「シルレル」とか云ふ如き詩人の書卸した筋で最も上品で高尚なるものを撰むのである、然し感化院などは兎も角であるが監獄内で芝居まで行ふと云ふことに就ては容易に同意を表し兼ねる所であつて、殊に我國などて之を採用する如何の問題でも出たならば無論絶対に不可なりと答へざるを得ざる次第である、是れは唯だ外國の監獄で如何に囚人の精神慰養の道を努むるに切なるかの一例として御聞きを願ふまでである、斯くの如きの實現であつて實際また囚人の精神慰養と云ふことは感化上有効の手段でもあり且つ之れが爲めに別に費用を要すると云ふ譯でもなく、且つ少くも囚人をして徒らに拱手端坐、無事に苦んで不善を犯すの機會を與へしめざるの効能ありと



ならば、前に述べたる書籍講讀の方法の如きは、直ちに之を我が監獄に試行すること、亦た可ならずやと信ずるのである。世間或は監獄に於ける日曜全休の利用に苦み半日を以て教誨に充て半日を以て就役せしむること却て囚人に惠し監獄に利し所謂一舉兩得の方法なりと云ふが如き説を抱くものもありと云ふが、利用の道を講せしめて利用に苦むは當然のことである。若し囚人をして一週僅かに得たる一日休養日を以て半日空しく休養せんよりは就役勞苦するに如かずとの感念を起さしむるが如きことありとせば、其の境遇や所謂絶望の深淵に墮落せるものと謂ふべく實に憐れむべきの至りと謂はねばならぬ。斯くの如くにして尙ほ彼れの改良感化を望まんとするは恰かも開墾せざる荒蕪地に搬種して其生育を待つが如きものにあらざるか、日曜半休を傍觀する教誨師の如き者ありとせば余は斯ゝる者に對して其職責を贖ふするものと斷言せざるを得ないのである。吳々も當局者が日曜休後日の利用に就ては其方法を講究せらるゝ所あらんことを切望に堪へん次第である。

## (二) 衛生講談

日曜日の午前は多く教誨の時間に充てらるゝことになつて居るやうであるが、中には午後には教誨を施行せらるゝ向もあるとのことである、實際に臨んでは色々都

合のあることでもあらふが成るべく教誨は統一に午前の時間を以て之を施行することに致して貰へたきものである、

前に述べた講讀のことと思ひ付いたことがある、外でもないが多数の囚人を集めた席で則ち日曜日の午後の時間などを利用して時々監獄醫が自ら出席して通俗的衛生講談を試みられたいとのことである、此間協會の茶話會で酒毒に關する繪畫類をば囚人の集まる場所へ掲ぐる利害如何と云ふ討論題が出て様々の意見も承つたが、成程是れも一つの有効なる方法には違ひないが、然し唯だ繪畫を掲げて置いた計りでは餘り著るしい効能のないのみでなく最初は見も角終には目に馴れて仕舞つて左程に警戒を惹き起さないやうになりはしまい、それよりは専門の醫者が通俗的に能く理解の出来るやうに酒毒の害を説き其實例を示めずの材料として繪畫などを掲げて見せると云ふやうに爲た方が遙かに効力が多からふと思ふのである、醫者の講演することは酒毒のみに限るべからざるは勿論であつて囚人として衛生上、心得べき事柄は細大に論なく何事でも把へ來つて之を材料と爲すべしである、ソレが若し能く遇囚の目的に合體して自ら實踐道德的の性質と調和するやうに往つたならば感化上にも亦た偉大の効を奏することであらうと信ずる、

## (三) 看讀書籍の撰擇

看讀書籍の範圍は成るべく之を廣くして囚人個々の關係に相應したる適當の書籍を看讀せしむるやうに致したい希望である、併し其の書籍の選擇と云ふことは實際に於て餘程困難であるの事情は何國も同じことと見へて、一昨年獨乙の「プレス」で開いた監獄協會の總會に於ても此問題が現はれて種々討論の末終に看讀書籍目錄調査委員を撰んで之に書目を調査せしむることに爲つたと云ふことである、我國でも早晚之を調査するの必要時期が到來するだらふ否な既に到來して居るかも知れないが是れは一ツ協會の事業として調査を擔任せねばなるまいと思ふ先輩石澤翁が地理學上の智識に富まれて居ることは吾々の常に敬服する所であるが、全體日本人は外國人などに比すると概して地理上のことには甚だ冷淡であつて從て其知識は極めて乏しいやうである、それであるから囚人などの内に地理書等に趣味を持つて居る者の如きは無論極めて少數であるべく、監獄當局者の如きも是等の書籍又は教育には格別、重きを置いて居らぬやうの實況である、所て自分の考案する所に據ると監獄に於ては將來大に地理教育のことに注意を加へまた看讀書籍として地理書類此内には無論地圖をも包含すをば盛んに獎勵せられんことを望まざるを得ぬ、地理と言へば隨分範圍の廣いものではあるが本國は勿論のこと殊に北海道又は新領土たる臺灣の地理、また外國としては差向き朝鮮、支那、布哇、濠洲、南洋諸島、南北亞米利加、東印度地方等の地理を知らしめたいと云

ふ希望である、外國の地理などが分つて來ると自然、志も遠大になり前途の希望心も段々多くなつて、終には海外に移住して新生活を立てんと欲する念慮も生ずることになる、其處へ持つて來て若し免囚保護機關などの働らきが甘く行届いたならば餘程面白い好結果を見るであらふと思ふ、

外國では免囚を海外に移住せしむると云ふことに就て色々獎勵を盡し今尙ほ盡しつゝあることであるか、伊多利の如きは之を獎勵したる結果一時非常に再犯者の減少を見たとのことである、今日では國交條約などの上に於て色々窮屈の制限も設けられて居ることであるが、免囚だからと言つて盡く之を海外に移住せしむることの出來ぬと言ふ譯でもない、勿論免囚の選擇も必要ではあるが、其處が即ち先づ第一に保護機關の活動がなくてはならぬ點である、

自分が曾て獨乙の或監獄を見舞つた時に其學校内で六七人の囚人を集めて英語を教授して居つたのを見たことがある、あとで典獄に對して獨乙の監獄で囚人に英語を教ふると云ふのは少こし可笑しいやうに思はれるが是れには何か理由のあることかと尋ねたら、アノ六七人の囚人は何れも役人を勤めて居つたとか學校教師を爲て居つたとか云ふ種類の者である、ヨゝいふ種類の者は出獄後本國に居つては生計の道を得るに甚だ困難の事情がある所からして寧ろ海外に移住して新生活を營さんと欲する本人等の希望もあり、且つ當局者も蒙て之れが獎勵の方針を取

るに依て其移住後(即ち亞米利加地方)の便を計るか爲めに英語を教授する次第である。と答へた、是れは該監獄に限らないので外の監獄でも一般に「ヨ」云ふ或る種類の囚人に對しては特に外國語を教授したり又は地理教育を施したりして居ることである。

#### (四) 監獄のクリスマス祭

新年も既に一個月半餘を経過した今日に於て所謂十日の菊の感はあるが、諸君の知らるゝ如く外國で日本の新年にも相當すべき一年一度の大祝日は十二月下旬の耶誕降誕日であつて「ヨ」幾つ縣たら正月が來ると我國の小供が待ち兼ねて言ふ處を「アチラ」では「クリスマス」と言ふのである、ソレで「クリスマス」當日の模様は飾り立てから色々事まで善く我が正月の儀式に似て居るのであつて、我が國で餅を搗く所を「アチラ」では菓子を作る、外の國の模様は知らないが獨乙などでは松の木の大枝を切つて來て之れへ蠟燭や菓子や色々の物を飾り立てる恰かも東京杯で惠方館のお土産に見る柳の枝に餅玉を付けたやふな者である、ソレを廣間の中央に置き一家舉つて其卓を圍んで嬉々談笑の間に夜を就かして樂むのであつて、其飾りの趣向は是れも善く我が松飾りの模様にも擬して居るやうに思ふ、ソレカラ又我國で恭賀新年の手紙を往復する所を「アチラ」ば「クリスマス」を祝するの手紙を「ヤ

リ取りするのである、ソレから小供のある家などへは必らず贈物をせねばならぬのであつて、是れが丁度我國の年玉に相當するのである、小供の「クリスマス」を樂むのは全く此れ年玉の目的があるからでもあらうが、着物も出來たてのが着られる、香も新調して貰へると云ふやうな工合で、すべて我が新年の實況と異る所なしと言つて差支へないのである、斯くの如き國例であるが故に監獄に於ても新年一日だけは休役して一ト通ふり新年を迎ふるの祝意を表せしむるとはするが、其外別に平日と異つた所はないのである、其代はり「クリスマス」當日であると、監獄内でも矢張り相當の儀式を行ふのであつて、通例中央看守所へ例の松飾りを立て、夕刻から此邊へ囚人を集めて唱歌奏樂説教などをして囚人を樂ましむるのであつて、ソレが済んで囚人銘々が其の監房に歸へると監房の机の上には結構な菓子(菓物などもある)と是れがてうど我國の雑煮餅に當る(ソレから親戚故舊からの祝状が配布せられてある、すべて「アチラ」では祝ひの手紙などは其の當日に本人が受領の出來るやうに發送するのであつて、ソレなことにも能く注意して居るには實に感心のものである、私の年の誕生日は九月三日であるが昨年(の)同月一日に「ヨ」ネ翁の一番、末の令嬢から祝ひの書狀が到達したことがある、船便の都合や、何かで獨乙と我國の間に「ヨ」記帳面に行く譯はないが僅か二日の違ひで之れが本人の手に到達した處を以て見ても「アチラ」の人の注意深きを知ることが出来る、監



獄の當局者即ち典獄や教誨師は此の「クリスマス」當日の手紙に非常に重きを置くのであつて、人に依つては監獄から態々其両親や後見人やら又は傭主人などの處へ豫め書面を出して「クリスマス」當日は「ド」か手紙を送つて囚人を慰め且つ戒めて貰へたと言ふことを促がすこともある、ソレな風であるから無論當日に限り受信の制限には大に手加減を施して居る、ソレから又「クリスマス」の當日には懲罰を科することは無い、懲罰執行中のものは或口之を全免し或は一時之を中止するのである、又「アテラ」でも囚人が其給與工錢の内を親族等に交付せんと願出づる者が多いが、是れは成るべく「クリスマス」などの場合を利用して妻子でも持つて居るものならば其當日までに着物の一枚でも新調の出来るやうに贈與せしむることになつて居る、又未丁年囚などであるとか能く其平生の行狀勉強などの實況を調べて置て、優等の者へは書籍文具等の賞品を與へまた一般に紙折だとか給紙だとか云ふやうな簡單の物を配布することもある、監獄の大小に依つて差額はあるが私の見た所の七百八内外の監獄であつて、此所には百五十人計りの未成年囚を拘禁して居つたが、之れに物品を惠與する費用として司法省から特に五十圓計りを支出して呉れると云ふことであつた、「クリスマス」の當日には平日に比すれば多少御馳走もあるのである、而して當日の儀式其他に要するの費用は別に豫算上支出の道が付いて居らぬと云ふので是れには當局者も随分苦んで居る、或監獄などでは受負

人や用違人に相談して其費用を寄付せしむる所もあるとのことである、スピース博士などは「クリスマス」の儀式は監獄に於ける感化上必要の手段なるが故に、宜しく當然通常經費(教誨費)より其費用を支出すべきものなりと述べて居る、我が監獄の新年に於ける遇囚法に就て多少の參考にならふと思ふて、選詩ながら此談話を試みて見たのである、

## (五) ツールベルト博士の訃音

奥國の「ツールベルト」氏と言へば近世に於ける刑法の大家として斯界には随分其名の響いた人であつたが、惜しいことに昨年(一九〇五年)の一月に七十有七の高齡を以て終に逝去せられたとのことである、斯界奥國に於ける「三大家(ヒュー、グラーツ、及同氏)」の最後の一人として内外の重望を負ふて居た此人が、今既に此世の人に非ずと聞いては奥國の斯界忽ち寂寥の感なき能はずであらふと思ふ、氏は多年維納の大學で教授を勤められて居つた人であつて有名な「リスト」博士の如きも實に氏の熏陶を受けたる門下生の一人である、「リスト」博士の如きも實に氏の熏陶を受けたる門下生の一人である、「リスト」博士の如きも實に氏の熏陶を受けたる門下生の一人である、「リスト」博士の如きも實に氏の熏陶を受けたる門下生の一人である、氏の著書「刑事上」に於ける個人主義と題するものゝ如きは今より既に三十四五年も前に出版せられたものであるが、

此著書に詳論してある事柄は即ち今の刑法新學派の祖述し主張して居る所である本書の一節に曰く

凡ソ刑罰ハ犯罪者ノ單一ナル犯罪行為ニ就テノミ之ヲ課スヘキモノニ非ス宜シク其個人的總ベテノ關係狀態ヲ省察シタル上ニ於テ之ヲ考定スヘシ蓋シ犯罪行為ハ犯罪者總ベテノ生活行為ヨリ獨立分離シテ之ヲ決定シ得ヘキモノニ非サルヲ以テナリ

犯罪者ノ内ニハ或ハ偶發的ナルアリ或ハ習慣的ナルモノアリ偶發的ナル者ニ對シテハ酌量輕減ヲ加フル所アルベク習慣的ナル者ニ對シテハ十分加重嚴罰ヲ施ス所ナルベカラス是レ蓋シ社會政策上ノ必要ニ基クモノナリ

刑罰理論に個人主義とか社會政策とか云ふやうなことを唱へるのは今日でこそ何人も耳に馴れて怪まぬのであるが、三十四五年前の昔しにあつて斯とる新説を唱へて新界に新機軸を開くに至りたると云ふことに就ては、吾人は深く氏の卓拔なる瞻見に敬服せざるを得ない譯である

斯くの如く氏は個人的刑罰主義を主張して居つた學者であるが故に行刑即ち監獄事業に就ても亦た常に深く研究することを怠らなかつたのである、埃國內は勿論屬々また外國の監獄なども巡見して或は其實況を報告し或は之れに對する改良意見をも公けにしたことがある、氏はまた熱心なる囚人の改良感化を主張するの論

者であつて其頃埃國に行はれたる色々の懲戒的遇囚法に對して容赦なく痛筆を加へ終に大に之を改良せしむるに至つたと云ふことである、書名は忘れたが曾て氏の著書を読んだ内に犯罪者ハ宜シク犯罪ニ陷リタル國民ト稱スヘキモノナリと書いてあつたことを記憶するが甚だ味ひのある言葉であると感ずる、國民と云ふ字が如何にも強く響くのであつて、囚人感化の上には實に云ふに言はれぬ無限の妙味ありと言はざるを得ん、氏はまた分房制度の主張者であつて監獄の改良は分房の完整を保て始めて其目的を達するを得べしと論じて居る、其外監獄作業に就ては特に行刑の要素なりとして重きを置て居る人であるが、氏の意見では囚人は當然就役に依て工錢を受くるの權利ありと認むるのである、而して其要旨とする所は自由刑は單に自由を剝奪するの刑であつて勞力の上に制限を及ぼすべきものではない、若し勞力より出づる工錢をば官收すとならば是れを自由刑と勞力刑とを併科するの結果と見るに至らざるを得ぬと云ふにある、此處では其説の可否を論ずる場合でないから、唯だ氏の意見を紹介するに止めて置かう、其他にまた氏は熱心なる廢死刑論者であり冤囚保護の盡力家でありまた陪審制度の賛成者であつて其高齡なるにも拘はらず最近年まで斯道の爲めに盡瘁せらるゝことを怠らなかつた人である、自分は氏とは不幸にして一面識のない者であるが、所謂讀書上の知己なる緣故のある所から、聊か追悼の意を表するが爲めに一言、斯界に於ける氏

の功勞の一斑を述べて、同好の諸君に氏の名を記念せられんことを望む次第である。

## ○監獄經理談

(本編は眞本事務官より特に記者の爲に口説せられたるものにして談の精確事實は勿論なりと雖も筆記の際種々粗雑に趨りたる所なきを以て其の實は總へて記者に在りと知るべし)

監獄費の國庫支辨に歸屬した以來、未だ日淺くして經理上の方法順序も充分に研究する追がない故、經理上に就ての著しき點を擧げて御話する程の事柄もないが、元來監獄費の國庫支辨に歸屬したのは御承知の通り獄事の統一改良を圖るのみでなく、經濟上の點に就ても其利益あることを認められた譯であるから、經理上に就ては最も注意を要することゝ信ずるのである、一例を擧ぐれば監房を改造し諸般の設備を完成せしむる等其計畫施設は一として經費に關せざるものはない、又監獄の分合を圖ることなどは最も研究を要する事柄であるから今俄に完成し難い事情もあるのである、況して從來地方税に屬して居た府縣監獄費は各府縣共其算出標準を異にし經費の支出上節約其度を一にせず随つて經費に大差ありて彼是不權衡を免かれぬのである、それは畢竟監獄費豫算の基礎統一ならざるの致す所で

あるから之を矯正するの策も講ぜねばならぬ、殊に監獄費の國庫に歸屬して以來は會計事務に大變革を來し從來地方に於て便宜の取扱を爲し來りたるを總て國庫會計法に依て處理せねばならぬことゝなり順に手数を増加したことは争ふべからざるの事實であつて從來に比し一層慎重なる注意を要するに至つた次第であるが舊慣を一時に改脱するは容易な業でないので今日に至つても尙往々會計法規に戻るの扱を爲す向も少くないのである、此點に就ても大に注意を要することと思ふ、凡そ何事にても一時に改良することは至難ではあるが漸次に其歩武を進め又會計上に就ては別に精神を勞せずして運用を全ふるに至りて其餘力を専ら遇囚の上にならむことを望むのである、試みに英國の地方監獄を政府の直轄にした時の事例を御話すれば今を距ること廿四年前です、其頃英國には百十三の地方監獄があつて各地方官に依て支配されて居つたのを政府の直轄にしたと同時に其五十四を廢し残り五十九ヶ所に付て大に改良を施した爲に、其經費に於ては直轄に歸屬後九ヶ年間と其以前の九ヶ年間に於ける一ヶ年の平均額を比較せば利益となつた金額は四十二万弗であつて尙其改良の結果死亡囚も千分の十一から千分の八にまで減じたと云ふ事例もある、我監獄に於ても費用の統一に屬した上は總ての管理も一層其改良を見なければならぬのである、然るに我監獄費は國庫支辨に屬する當時に在つて其經費を四百八拾萬有餘圓に協定せられて此金額の範圍に於



て獄制の統一を圖り獄務の改良を行ふ方法を講ぜねばならぬのである、四百八拾萬有餘圓の金額は素より少額ではないが、併し此最も多端にして且つ複雑なる監獄事業の經費としては寧ろ節約に過ぐるの憾なきにあらずである、而して前に述ぶる如く各府縣に於ては慣例に基いて地方税時代の編製を其儘費用して豫算を作るが如き事情の存する今日に在ては是が一定の標準を制定して豫算の編制に従事するに至らなければいよくの過不足は認知し難く若し不足を生ずるも大藏省との協定の結果監獄の収入を増加して支出の増加を圖るは格別、他に財源を求めて此協定額を増加することは大藏省で同意を表さぬことになつて居るから今後監獄經理の上に付ては餘税講究を要することであると思ふ、又収入の協定總額は百廿七萬九千有餘圓であつて此収入額に降ることを許さぬから若し収入額の減ずる時は支出協定額も隨て減ぜねばならぬことになつて一層運用上に不便不利を感ずるに至る譯である

ろれから經費の點に就ては支出並に収入豫算等に付て各別に其費額を舉げ順序を追ふて述べれば多少の御參考にならうと思ふ、支出に付ては集治監と府縣監獄の區分があるが先づ集治監のことに付ては茲に省いて府縣監獄(北海道及沖繩縣等從來國庫支辨たりし所を除き)に付て述べれば、三十四年度の府縣の要求豫算額は四百八拾四萬六千九百五拾四圓餘で決定豫算額は四百三拾九萬九百拾貳圓である、

三十五年度は府縣要求豫算額が四百九拾萬七千五百八拾五圓餘で決定豫算額は四百貳拾九萬九千九百貳拾貳圓餘である、是は經常部に係るもので建築修繕費の臨時部では三十四年度の府縣要求額は參拾壹萬八千參拾四圓で決定豫算額は七萬七千七百七拾四圓である、又三十五年度の府縣要求額は參拾七萬參千五百參圓餘で豫算決定額は七萬六千八百七拾壹圓餘である、以上掲述する處に依て見るに府縣の要額は著しき多額であつて、府縣の要求を充たさむとするには協定金額では到底支辨し難いのである、於是乎已むを得ず主務省では協定費額に基いて査定を加へ豫算の編製を爲したのであるが、尙大藏省に於て又は帝國議會に於て削減を加へられて豫算決定額は凡て大藏省との最初の協定金額にも及ばぬ額になつて一層の困難を見るのである、故に各地當局者に於ては大に此點に注意して冗費を省くと共に収入の増加を圖り必要なる經費に充用するの途を講ぜねばならぬのである、試みに地方監獄在監人一人一ヶ年の支出費額を舉ぐれば三十四年度は八拾圓七拾錢五厘三十五年度は八拾貳圓六拾五錢七厘に當る、又集治監は三十四年度では百九圓貳拾七錢五厘弱餘なるも三十五年度は百貳拾壹圓四拾六錢七厘であつて三十五年度は總て三十四年度に比すると増加を見るのである、此増加は物價高直に因り相當の代價を見積つた爲のみでなく相當設備すべきもの或は増加すべき事業に付て費額の増加をしたのである、又集治監と地方監獄との間に多額の差違を見るは

集治監の方は其拘禁者が四人であつて悉く就役する者で食料に多額を要する爲め地方監獄に比して多額の經費を要する譯である、若し府縣監獄の費用を假りに集治監同様三十四年度の一人平均百九圓貳拾七錢五厘とするも尙六百廿四萬千七百七拾四圓餘を要するので、是を大藏省の協定額四百八拾萬四千七百七拾八圓に比すれば百四拾參萬七千五百九拾六圓餘を超過するのである、三十四年度の費額は三十五年度に比し一人に付拾貳圓餘の少額であるから、假に地方監獄の費用を集治監の三十四年度に於ける費額で適當の者として見積るも尙此の如くである、果して此の金額を適當とすれば此超過額はどうしても監獄の收入に俟なければならぬのである、今日地方監獄の協定費額の四百八拾萬有餘圓と云ふものは未だ以て適當なる費額とは認め難いかも知れぬ併しながら唯單に經費の増加を求むるを以て主要と爲すべき事柄でないから、今後は第一に各府縣に於ける豫算算出の基礎を定め、冗費を節して必要に加へ成るべく統一の方針を採るの必要を認むるのである、此の如くにして充分に調査を遂ぐれば或は最初の協定せられたる金額を以て相當なる運用を爲し得るに至るかも知れぬのである、が何しろ國庫支辨歸屬後日尙淺く未だ充分の調査を爲すの遑なく、尙一兩年の後に至らねば一定不動の標準を作ることとは出来ぬならん先づ少くも全國を四五區に分ち其區毎に凡その標準を定めて算出するとし、而して後全國一定の標準を求むるとの方針を採るに至つたな

らば不權衡なきに至るであらうと思ふ、尤も物價の高低に依て經費の多少を來す譯であるから一概に一定の率を以て律し難いのであるから好し一定の率に依て算出配當するものすらも尙其上に特別の事情あるものは之を斟酌して更に増減を爲すといへば今日の如き不統一なる現象を見ざるに至ることと思ふ、又收入に付ては三十四年度の豫算は作業收入のみで百貳拾萬九千九百九拾圓餘、此就役延人員が千五百參拾貳萬四千八百八拾四人、三十五年度は百貳拾萬四千九百九拾圓餘で其就役延人員は千四拾貳萬參千拾五人である、さうして此收入の一人一日當は三十四年度で七錢八厘九毛餘、三十五年度は八錢五厘九毛三餘の豫算である、又三十三年度の豫算は一人一日六錢四厘九毛であつたが其の實收入は八錢二厘餘の多額を得るやうになり收入の點に付ては年一年と其結果を見るの傾がある、尤三十四年度の作業收入一人當年額は貳拾參圓七拾四錢八厘餘、三十五年度は參拾圓參拾參錢參厘餘で、是を支出一人當の年額に對比すれば三割六分強に過ぎないのである、此收入増加と云ふことに付ては随分議論のあるところであつて、監獄にて收入の増加を主としたならば自然週因の要義を缺き恰も監獄を以て工場場視するが如き傾を生ずるとの批難を爲す者もあるが、未だ作業の施設其宜きを得ず今日の現狀にして足れりとするれば監獄に於て在監人を使役する趣旨目的を達すること能はざるのみならず收入の増加は到底望み得べからざるとならん試みに彼の收入と

念とせざる英國監獄の現状を調査するに、三十二年度の統計に依れば重罪監に在ては一四一年の支出額は四十三磅十二志四片、地方監獄に在ては二十八磅三志二片である、さうして其収入は重罪監で一四の年額廿五磅六志、地方監獄で十磅十九志十一片である、是を支出に對比するときは重罪監では五割八分強、地方監獄では三割九分強に當る、英國の如き収入に重きを置かぬ所ですら、尙我監獄の收入額に比して多額の収入がある、是に由て我が帝國の財政に徴するも今日の現状に安んずべきものならず我獄に於ては作業の施設を完ふし囚人をして出監後依て以て就職の道を得せしむるの手段と爲すに止らず相當の工錢を給與するに至れば隨て出監後職業の資本と爲し得るの利益もあり又一面には収入の増加を以て監獄改良の資に充るの利益があるので、此點に付ては大に當局者の注意を望まねばならぬのである、我監獄に於て三十四年度の豫算作業収入の各府縣中最多額は一人一日拾五錢であつて、拾錢以上の収入を得る場所は僅かに七縣に過ぎぬのである、三十五年度では最多額拾三錢六厘で拾錢以上の収入ある所は八縣に過ぎぬのである、又三十四年度の最少額一人一日當作業収入は三錢三厘で五錢以下を收入する所は五縣ある、三十五年度では三錢七厘で五錢以下の収入ある所は四縣ある尤も此一人當は唯其金額の多寡を以て一概に作業の良否を卜し難いのである、何となれば収入の多い所は専ら官司業を執り其少ない所は受自業を専らにする所で

あるから製作品の収入が少い爲に自ら作業収入が少ないのである、故に唯其金額の多寡に依て損益良否を認むることは出来ぬが、要するに作業収入の僅少なることは言ふまでもなく今後之が擴張を爲し且つ収入の増加を圖るとして決して行刑の趣旨を紊るものにあらざるべし尙經理上に就ては今後一層大なる注意を要すること、信じ升、詳細の事實に就ては事項を追ふて御話致すこととせん

(未完)

## 雜 錄

### ○在監人賞譽規程釋義

別 天 生

現行監獄則の規定は英風に則る所頗る多く殊に罪囚處遇の上に於て階級制を採用したるが如きは其の著るしきものと爲す、階級制の趣旨や實に理論の上に於ては間然する所なしと雖も之を實行するに迫んでは曾てステイヴエンス氏の白耳義議會に發言する如く恩賞に與らむが爲めに口徳善を装ひ、人心を看破するの至難なる往々此徒輩の爲めに離弄せらるゝを免かれず、囚人にして監内の規律に服従する素とは是れ分のみ、分を守て恩賞に與

かる豈何ぞ刑罰の本旨と謂はむやとの言は能く實驗者の同意を買ふに足るものありと信ず、卑見に依れば獄制の進歩は漸次粗雑なる過因の主義階級制を離脱して浸々將に完全なる個人主義に移らざる可からずと信ず、宜なるかな階級制の祖國に於てすら千八百八十七年以降ラスクに於ける中間獄を廢止し當に舊時の遺物として惜氣もなく之を排斥したるの跡あるを

然りと雖も我邦監獄構造法に於ては今日此制を棄つること能はざるなり、殊に兎んや多年之に慣熟したるもの遽かに捨つるの是非に至つては未だ容易に首肯し能はざる所とす、少くとも一層階級制の精神を酌むて能く之を運用する方法を講せざる可からず



邦國は英國を始めとし、瀋州、匈牙利、伊太利、薩丁尼亞諸國等なりとす。或は此の内二三の監獄のみに採用せられし所あり、伊太利の如き是なり。其の邦國に於ては各監獄概して階級制を採用するもの、如し、其の監獄は固より英國より發したるものにして我邦の普通唱へらるゝが如き階級制と其趣旨を異にす。彼に在ては普通第一期(八箇月間)分房に拘禁し而して後次級の別監獄に押送して之を執行す。監獄其物に於て既に或一定の程度に達したる者を拘禁するを以て從て受くる所の弊害亦比較的に甚しとす。然るに我邦に在ては一級囚二級囚三級囚雖然紛然同一監獄に拘禁し、時あつては各囚監房を共にし或は共に役務に従事するの状況なり、唯僅かに異なるものは監獄則に於ける優遇の差異あるのみ。

斯の如き階級制の方法は實に形態のみ彼に則て未だ能く龍眼を點せざるもの、之を稱して階級制と謂ふを得るや否やは眞に疑問に屬す。

階級をして行狀の如何に繫らしむるは實に階級制の神髓とす。然るに之をして刑期の長短に應じ其の期間を異にするは獨り我國の舊勸查規程と薩丁尼亞の階級制なりとす。我國の舊則に在ては姑く言はず、薩丁尼亞に在ては通常七級に分ち第一期は總べて

三箇月二期以下は刑期の長短に應じ其の期間を異にす。刑期七年以上に非ざれば假出獄を得る能はざるものとす。(千八百七十三年六月よりの施行に係る)英國及薩丁尼亞に於ては各囚通じて第一期を八箇月(若くは九箇月)とし第二期以下各一年とし五級(若くは四級)に分てり、即ち現行規程は稍此制に近逼したるものなり。

第一條 實譽ハ獄則ヲ遵守シ作業ニ精勵シ且良心改メノ狀顯ハレ他囚ノ龜鑑トナルヘキ行爲アル者ニ對シ第二條規定ノ期間經過後一回ヲ之ヲ行ハ實表三箇ニ至リテ止ムルモノトス。

實表は囚人をして行狀方正ならしむるの慣習を作らしむる一の獎勵法なりとす。實表を得たるの効果は直接に相當の優遇を受く、優遇や彼等に在ては唯一の生命なり、此の優遇を得むが爲めに日常の働作を慎むは實に人情の然らしむる所、之を利用して以て善者に對し相當の優遇を與ふるは則ち現行罪囚處遇の本旨なり、或は之を以て囚人行刑の眞弊を害し公平の待遇を缺くとの非難一時或職者の爲めに發せられたりと雖も、寧ろ公平の待遇は愈々益々個人的關係に依り之を殊別するに從ひて其の實、行刑の統一を保つを得べきなり、此點に於て實譽を非議するは誤れりとす、此の故に實表は一の個人的待遇を與ふるの基礎にして其實

表の多寡に依り優遇を異にすべきは勿論なりと雖もまた一面同一の實表を得たる者に對しても尙法令の範圍内に於て殊遇を加ふるの注意なる可からず、囚人の善不善を鑑識して實表の與否を決し一層進んで囚人の個人的關係に依り法令の範圍内に於て各々殊別の待遇を施すは是れ全く當局者の手腕に待たざる可からず、法令は唯僅かに一定の實表者に對するの優遇法を定めたるのみ、此の以外に優遇を施す可からずとの趣旨にあらざり、法定の優遇は少くとも一律を期せしめんが爲めに當然強行の性質に屬し、他は認容の性質を帯びて當局者の方寸に一任せるもの、治獄の管鑰者は能く此の廣汎なる裁量區域に於て自由に行動せざる可からず。

囚人の善不善を鑑別するの法如何、實譽規程は本條に於て獄則を遵守し作業に精勵し且他囚の龜鑑と爲るべき者との事項を掲げたりと雖も之を視て以て三要件と爲すべからず、唯概括一言以て蔽へば行狀方正なる者に歸すべきのみ、行狀善真なる者の解釋に過ぎず、要件にあらざり、若し要件と爲すときは無定役囚に對しては殆んど實表を與ふるの餘地なかるべし、何となれば無定役囚は作業なきを以て從て業務に精勵なるの結果あるべき道理なければなり、實與は固より囚人全般に對して行

ふべきものにして無定役囚を除く視するの必要なしと雖もまた作業精勵は一面實與を行ふべき必要の準矩たるを忘るべからず、作業に精勵なる者即ち是れ行狀方正の民たり、作業に精勵せずして能く行狀方正なるを得んや、此の故に事實として無定役囚に實與を行ふは頗る慎重なる注意を以て觀察を加へたる後にあらざれば容易に決行し難かるべし、實際無定役囚の好んで自から作業を採る者に對しては固より實與を行ふを妨げずと雖も、作業なき囚人に對しては特別の注意觀察を加ふること必要なりとす、獨り作業のみならず教育もまた一の注視すべき要項なり、受學者に在ては勿論一般囚人に於ても讀書を努め算數を勵むが如きは其民たるの階梯にして其の之に依て自然に智育德育の感化を受くること尠なからず、試に多少讀書したる囚人と一丁字を解せざる囚人とを比較せし、品位は自ら讀書人に備ふるあるを見るにあらざり、教育の功績實に爭ふ可からざるものあり、看讀書籍の範圍を狹縮する者は曰く囚人に對して教育を行ふは頗る考慮すべきとなりと信ず、奸虐に長けたる者智育を受くるの結果益々奸才猾智の長ずるあるを見るのみと、此語は獨り我邦のみならず往々にして外邦の有力なる新道者よりしても亦著書の間に散見する所なり、教育の警師として智育の

みに偏するの結果、犯愛を茲に抱くは當然なりと雖も而かも亦假令智育のみ囚人に行いたりとて敢て惡結果を醸成するものに非ずと信ず、間々一二の奸智を長せしめたる者あるにせよ教育自修の念ある者は即ち行狀方正の一徵候として見るを憚からず

獄則を遵守すと謂ふは懲罰なきの謂にあらず、些小の犯行ありと雖も賞譽を行ふに妨げなし、若しまた單に懲罰なきの故を以て悉く獄則を遵守せりと見做す可からず、從來の如く一定の勘査期を経過し且處罰なきときは直ちに賞譽する可如きは餘り其の範圍汎博に失したるものと謂ふべし、縱令處罰の犯行なしと雖も其舉動傲慢不遜に涉り敦諭訓誠心に之を冷笑する者若くは陽に從順を守り陰私の行爲ありとの疑ある者等の如きは賞譽を行ふべきものに非ず、紀律に能く服従する者即ち是れ獄則を遵守する者にして命令を遵奉し服従の感念を涵養するは即ち國法の峻嚴なるを知覺せしめ將來再び特戻の行爲なからしめんとを期望するの必要手段たり、飽くまで獄則は嚴に命令は肅なるを要す、決して寛容情慢なるを容さず、獄則命令の嚴肅は遇囚の第一義にして紀律を彼等に教めるの活模範なり、若し失れ普通囚人の唱ふる如く強て懲戒威化の文字を以て之を示さば紀律は一見單

に懲戒なるの意に偏する者の如しと雖もまた威化上要須の手段たるものに外ならず、威化上裨益を與へざるの紀律は紀律にあらずして既に外道の措置たるを免かれず、孤則命令の嚴肅は或は之を見て以て懲戒とも謂い得べく威化とも謂い得べし、懲戒威化元來一あつて二なし、懲戒また一面威化たり威化の一面は懲戒たり、其の何れを指して懲戒と謂ひ威化と謂ふ群官の點を品臨するが如し之を要するに賞譽は行狀善良なる囚人に行ふに過ぎざるのみ、行狀觀察の法は一に之を彼等日常の行爲に顧みざる可からず、日常の行爲とは廣く細大の行爲一切を網羅し別に或事項の行爲のみを就て觀察を施す可きにあらず、幾微の間に彼を察し行動を視て其性を探るの覺悟なかる可からず、否らずんば其眞性を洞見すると雖も動もすれば假面の爲に終に瞞着せらるゝを免かれざるべし

## 第二條 囚人ハ入監後二箇年經過スルニアラサレハ賞譽スルコトヲ得ス

各賞譽ノ期間ハ二箇年トス

囚人ニシテ特ニ情狀惻諒スヘキ者アルトキハ前二箇年ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

本條規定する所の二箇年は刑期の長短を問はず總べて一様に二箇年を以て準とするの意なり、是れ即ち賞譽期にして從來の勘査期と同一視すべからず

賞譽期は賞譽を行ふことを得るの最短期間にして二箇年を経過する十日一個月二個月若くは一年三年たるを厭はず、又之を本條第三項に因り一個月に短縮するも法文上出來得られざるに非ず、二年の期間は即ち有れども無きが如く隨時當局者の方寸に依り之を伸縮するを得べきなり

行狀勘査なるものは本來一定の期間を限りて勘査すべきものに非ず、平常毎日行狀觀察を爲しつゝあるものに謂はざる可からず、此の故に二箇年の終期に於て司獄官會議に依り賞表の與否を決するとは謂へ、必ずしも二箇年を待つて之を決するに非ず、隨時會議を開き賞譽事項を決し得べく其の間また斷へず行狀の審査を繼續せざる可からず以上の趣旨なるを以て實際此規程を運用し能く適切公平に賞譽を行はんと欲せば典獄の平常個人的關係を省みて其行狀の如何を熟知するを必要とす、今日五六百の囚人に對して或は之を行ふを得

んど雖も千以上の囚人に對しては到底不可能のこととらむ、依て先づ便宜の法として囚人全部に對し日に拾四若くは拾五囚を限り行狀審査會を開き三ヶ月若くは六ヶ月にして終はり再び全囚に對し之を繰返すは蓋し已むを得ざるの措置たるべし本條第一項の入監は刑の執行に着手したるの日を謂ふ、未決拘留中は入監にあらず縱令また上訴等

に依り未決拘留の期間を刑期に算入すると謂へ之を以て賞譽期中に算入すべからず、實際の行刑期間を以て賞譽期と爲すを要す、一面また餘罪等の爲め囚人を未決監に移すことあるも尙此場合は行刑中なるを以て賞譽期に算入するを妨げず

各賞譽期とあるは前賞譽の日より起算して二年以上を経過するに非ざれば再び三たび之を賞譽するを得ざるの趣旨なり

本條第三項に依り賞譽期を短縮し得べき者は其の所犯の情狀惻諒すべきものにして且行狀方正なる者を謂ふ、如何なるものを以て所犯情狀惻諒すべき者と見做すべきかは當局者の裁量區域内に存せり、若し之を例示すれば犯罪の原因已むを得ざるものに出づるもの或は罪質本刑と其權衡を得ざるもの若くは其犯者等の關係よりして殊に恩遇を被むらしむべきもの等悉く之に屬するものと視て可ならむ

## 第三條 賞表ヲ視察シタルトキハ其視察シタル日ヨリ二箇年ヲ經過スルニアラサレハ再び賞譽スルコトヲ得ス

懲罰に依り賞表を視察したるときは其の視察したる日より二箇年を経過するに非ざれば再び賞譽するを得ざるの規程にして、本條に依るものは二年の期間を短縮するを得ず、一見頗る酷なるが如し

と雖も既に賞表者にして懲罰を受く、彼等の賞表を重せざることを斯の如き者は宜く待つに嚴重なる懲戒を以てすべきは當然なり、故に如何に其の後改悛の狀ありと謂へ二個年間は賞譽することを得ず、一面懲戒的に一面能く其の行狀の真相を觀察するの時期を與へたるものとす (未完)

## ○巡見雜記

別 天 生

一、囚人懲罰を施行するに際し多くは更衣せざるを常とす、是れ獨り予の巡見したる地方のみならず多くの府縣に於てもまた實然りと信ず一定の懲罰衣なるものを備へ懲罰に際し之に更衣せしむるは檢束上及懲罰施行上甚だ適當なる措置たるを想ふ、懲罰衣着用は精神上の作用に微妙なる感動を與ふ罰衣を脱すると同時にまた一種の興奮作用を起さしめ懲罰の施行をして適切ならしむるを得加之檢束上に於ても亦便利を與ふること多しとせず予の懲罰衣を勸奨する所以茲に在り

一、監獄巡見に際し監房定員の數を問ふに之が答を得る者甚だ鮮き頗る奇異の感なきに非ず定員なくして囚人を拘禁する之に大にすれば七八

人を拘禁し之を小にして壹貳人を拘禁す頗る便利なるが如しと雖も斯の如き便利は漸時排除するの工夫を運らざる可からず囚員減少の今日に當ては一監獄の定員を定め最少最少とも必ず一定の範圍を超えせしめざるの工夫を凝らすを要す之と同時にまた不慮の事故に應じたる過多人員の處分をも講究し置かざる可からず要するに監房拘禁人員の最少最小を定むるは行刑上最も緊要の事項たり

一、囚人放免時に際し放免の準備を爲さざる者間々之あるを見る、準備とは何ぞや、未だ年若くは其の他必要の者に對しては成るべく引取人を出頭せしむるとか或はまた出監時の着衣等に就て放免の間際まで等閑に付し一向其邊に意を介せざる者あり、適當の措置を採りたるものと謂ふ可からず

一、監視引受の有無及其引受人の性行等に關し監獄より警察署に向つて照會を發し一應調査を施すは大に可なり、然れども唯單純に囚人某を引受くるや否やの照會書に親しく盡きたる者にあらず、囚人にして満期の際病氣療養中なるか或は平常不健康の状態に在るときは特に其旨を記し其の他本人技能等の點に關してもまた引受人に於て其の意を通せしめ置くを要す

一、領置品庫に入りて之を検するに長期刑囚にして夏時放免に屬すべき者の冬衣面かも汚臭粉々として鼻を衝き來り到底此儘着用に堪へざるものを保存するあり或はまた洗淨を施せば尙且着用するを得べしと雖も蒸熱の儘領置庫に收藏するを以て破綻變離汚濁一見物の役に堪へざるもの、如し、衣類は必ずしも往に收藏するを以て事と爲さず長期刑囚に對しては成るべく賣却せしむべきは勿論なりと雖も若し保存を要すべきものとせば洗淨せしむるを可と認むるものなきに非ざるべし(自費を以て)概して此點に就ては多くの各監に於て今一層の注意を施すの必要ありと信ず

一、病者に關する統計は少くとも醫師の意見に準據せざる可からず統計主任者患者表を調製するに方り往々自己の意見を以て早急に記入するが故に消化器病に屬する者を呼吸器病に記入するの實例なきに非ず、獨り患者表のみならず統計表は總べて正確を期せざる可からざるに斯の如き粗澁は主任者の責を免かるゝ能はざるものと謂ふべきなり

一、醫師保管に屬する藥品の現在品を調査せんと欲するに終に之を知る能はざることあり、藥品は其の種類に依り隨分之を鑑賞するの虞あるも

の、監督者は少くとも毎日藥品の收支に就て之を知るの方法を設けざる可からず一面之に依て以て病者の狀態をも觀察するを得べきなり、牛乳鶏卵を供するの重病患者に對してもまた藥品收支表なるものありとせば如何に之を要したるやを知り得べきなり

一、囚人に綿入を着用せしむるの時期は各監多くは其の期日を一定するは固より可なりと雖も小春の季節若くは春暖の候作業に營々刻苦する者汗を拭ひつゝ暖衣を纏はしめざる可からざるが如きは如何にも形式に拘りたる紀律とや謂はむ、常人に在ても冬衣尙且腰を覺ゆるの際に於ては殊に囚人は宜しく輕裝を以て作業を採り之に依て寧ろ腰を感ぜしむる程ならざる可からず衛生上差支なき限は勞務に服する者は輕裝ならしむるを要す若し之が爲めに多少の害を感ぜしむることありとせば是れ少くも作業に餘念なく營々刻苦せざるの罪に可からず、然るに身腰衣を纏はしむるが如きは作業獎勵上害に以て可ならざるのみならず實際熱汗點々服する者あるを見る試みに彼等に問ふに熱きや否やを以てす曰く熱しと雖も衣を脱する能はざるを如何せむ或は熱ならずと答ふる者あり前者は其の責



不當なる紀律の墨守後者は作業の監督不十分なるの罪に歸せずんば、常局者は實際氣候及作業の如何を顧み便宜の所置を採る所ありて可なり

一、炊夫看護夫は囚人中善良なる者を選擇す然るに往々此の比較的善良囚中に犯行あるを見る、其の情大に惡むべしと爲す、此種の犯行に對しては須らく嚴重なる懲罰を科せざる可からず、犯行や區々たりと雖も懲罰は一點の假借する所なかるべし、然れどもまだ此等をして犯行を續まにせしめたる所以の多大に看守の心を許すの欠隙に乘じたるもの多し炊夫の朝霧を潜りて逃避する若くは竊かに菜食を他人に給する或は自己同類には常食として多量の菜を割賦する、若くは看病夫の赤葡萄酒を竊に飲用する卵牛乳病者に與ふべき者を横奪する等所謂機會犯(Chance Offender)に屬するものは悉く是れ看守者の責任に屬すべきもの、決して彼等に許すに善良囚を以てする勿れ、等く囚人、監督は須く緻密に勵行する所なかるべからず

て之を課せざる可からず午後手工藝若くは飼育に力を注ぎ夜間若し行ふことを得べくんば教育師の監督若くは特に延見室に招き相共に嘻笑

海外思潮

(ハワード協會報告)

○タラック氏ハワード協會主

昨年の春、ハワード協會主幹ウヰリヤム、タラツク氏はイルフルエンザ症に罹り其後治癒したりと雖も之が爲めに痛く健康を害したるを以て暫く休養せんが爲めに三十五年間従事しつゝありし主幹の職を辭せんことを申出で同年五月委員會を開き、遂に其請を容れ、昨年末限り其の職を退くこととし本年一月以降より後任としてエドワード・グラツプ氏を推舉せり、氏は從來會友の中に知られたる人にして演說文章共に秀でたるの令聞あり今回推舉せられたる所以のもの亦決して偶然にあらず

タラツク氏の退職に就ては在朝の監獄事務官等々  
た之を悲へ昨年五月十七日付内務省英國監獄事務  
官の名を署し左の鄭重なる書信を氏に宛てたりと  
謂ふ

事務官等は茲に健康の爲めにハワード協會主幹の職を退くの已むを得ざるに至りしを悲まざる

談話を試み時に或は音樂を奏する必ずしも可なりとせず否寧ろ音樂は完全に心身を發達せしむるの機因たり這般の事、現今の監獄に到底望むべくもあらず唯將に空望に終はるを弔するのみ、

一、支署長の選叙を慎むの點は曾て主務大臣より縷々指示せられたる所に係る而して今各地を通觀するに多くは當局者の支署を以て左遷と爲しまた事實本署の勤務に従事する能はざる者を驅て支署勤務と爲すの風あり予は昨年巡見したる府縣に於て之を認めたるにあらず唯概して斯の如き風尙の存するは當局者よりの談若くは事實として往々予の聞見する所に係るを以て之を斷ずるのみ、監獄を改良せんと欲すれば先づ支署より之が着手を爲さざる可からず本署先づ改良を行ひ支署之に倣ふは改良の順序を誤りたるもの、支署の卒先に依て本署之に従はしめざる可からず、最小監獄を改良してこそ事實多數の微罪者を懲改せしめ之に依て犯人の兇惡進歩を杜絶するを得べきなり、加之支署は概して試験警員として恰當のもの、當局者は一面宜く支署員の選叙を慎むと同時に支署員はまた大に事務の成績を擧げ本署をして範を茲に則らしむるの覺悟あらんことは予の切望する所なり

一、支署長の選叙を慎むの點は曾て主務大臣より縷々指示せられたる所に係る而して今各地を通觀するに多くは當局者の支署を以て左遷と爲しまた事實本署の勤務に従事する能はざる者を驅て支署勤務と爲すの風あり手は昨年巡見したる府縣に於て之を認めたるにあらず唯概して斯の如き風向の存するは當局者よりの談若くは事實として往々予の聞見する所に係るを以て之を斷ずるのみ、監獄を改良せんと欲すれば先づ支署より之が着手を爲さる可からず本署先づ改良を行ひ支署之に倣ふは改良の順序を誤りたるもの、支署の卒先に依て本署之に従はしめざる可からず、最小監獄を改良してこそ事實多數の微罪者を懲改せしめ之に依て犯人の兇惡進歩を杜絶するを得べきなり、加之支署は概して試験暨として恰當のもの、當局者は一面宜く支署員の選叙を慎むと同時に支署員はまた大に事務の成績を擧げ本署として範を茲に則らしむるの覺悟あらんことはれ予の切望する所なり

ばあらず

協會に於ても亦昨年十月十日總會を開き全會一致を以て氏の功績を本會に留め三十五年來協會の爲めに力を盡くすこと鮮ならず、依て以て獨り自國のみならず海外各國の監獄改良事業に聲援を與へたり、其の芳名は永く本會委員として列すべしとの趣旨を以て議決せり、氏は功績の點に至ては、一も留むる所なく溢美の言不肖の當る所にあらざる委員の職は懇命謹んで之を捧持せむとて之を快陪せり

## ○英國監獄作業

英國地方監獄は囚人の大部分短期囚に係るを以て從て作業修得の便を缺き經濟上利する所甚だ鮮し、此困難あるにも拘はらずカンターベリ監獄に於ては一囚一年二十一磅（大凡を我ニ拾圓）以上に上りたり、其の次に位するものはカマーセイ監ホッドミン監共に二十磅（二百圓）アライマウス監カトリクスル監リデー監各々十九磅（百九十圓）アリストル監十八磅（百八十圓）ノッチンガム監十七磅（百七十圓）なりとす、而して各地方監の平均一囚に要する費額三十磅（三百圓）にして重罪監に於ては大凡を四十四磅（四百四十圓）なりとす

## ○英國監獄内の懲罰

各監獄に於て懲罰の平均を失し其の差異實に著しきもの、存するあり、是れ誠に不當なる差異にして之が矯弊の策を講せざる可からず、今昨午官行の監獄統計報告に依れば懲罰の最も多き監獄をスタンジ監と爲す、同監獄に於ては一年間に於て各七十五囚に對する一囚の懲罰割合なりとす、カリタス監に於ては六十囚に對する一囚、ランロウ監に於ては四十七囚に對する一囚、カールマセン監に於ては四十三囚に對する一囚、ソーズ監に於ては三十九囚に對する一囚、聖アルバンス監は三十六對一、ニューカッスル監は三十一對一、アス監は二十對一、各々三十對一の割合なりとす、ヨーク監は近來軍獄に變じたりと雖も地方獄の當時に在ては六ヶ月間全く一の懲罰者なし、懲罰の最多なる監獄をベツトフォード、クムブラツヂ、チニルムスフォード、ワリーウキス、ノークウキツ、オックスフォード、ベントングキル、及ウアムウツドストラツプスの各監獄なりとす、其の内拾囚に對する一の如き比例を以て懲罰を科するものあり、重罪監は概して地方監に於けるよりも懲罰の比例甚だ多しとす

## ○感化院に就て

在英國 伊・東・恩・穆

少年は未來の國民なり未來の元氣なり國家將來の消長は其教育の如何によりて相岐かるは各國の教育に注意する所以なり斯る議論は既に陳腐に屬し敢て余の多言を要せず而して其教育法に積極的と消極的とあり今感化院に於ける教育は寧ろ消極的にして其他一般の教育は積極的なり共に是教育の範圍内にありと雖感化院に於ける教育は全然特殊なるものにして即ち人生の正路に據らずして岐路を履み迷ふたるもの若くは將に迷はんとして一步を踏み込みたる者を立ち還らしむる者なり罪惡の深淵に墮みつゝあるものを拯へ救ふものなり英國の實務家なる宗教家ドクトル、ステベソンプは言へり「我等の職務は盲目に光りを與ふる者なり開きたる傷口を塞ぐものなり將に發動せんとしつゝある惡意を止め且改めしむるものなり罪惡の精神を少年より放逐するものなり」と誠に然り感化院に來るべき少年は或は親もなく兄弟もなく街衢に漂泊し乞丐の群にありたるものなり或は重罪罪を犯したる不良の少年なり或は四圍の惡感化院を受け父母等の手に餘れるものなり隨て其教育法に非常の困難を來たすは勿論にして譬へば普通の教

育者は健全なる小兒に於ける母親の如く感化院の教育者は病兒に於ける看護婦の如し其の難易到底同日の輪に非ざるなり夫れ病兒には必ず之が看護を爲すものなかるべからず若し之が看護を爲すものなく更に顧みざるに至りては實に酷中の酷たるものなり是各國の感化院を設立する所以又我邦に於ても明治三十三年法律第卅七號の感化法の發布せられたる所以にして余は一日も早く完全なる感化院の設立せられん事を望むや切なり然りと雖如何に之を設立すべきやは一の疑問なり英國に於ては感化院に四種あり感化學校、工業學校、意情少年工業學校、書問工業學校、是なり將來我國に於て感化院を設立せんには少くも感化學校、工業學校の二種と爲さん事を冀望す其理由は種々ありて存すと雖第一年齡に於て非常の差あり明治三十三年法律第卅七號には八歳以上十六歳未満云々とあるのみにして院内抑留の年限を規定せざる如く記憶するが故に今假りに之を英國に倣ひ三年以上五年以下とせば一感化院内に殆んど丁年近き者と八歳の小兒とを混同して感化せざるべからず第二には犯罪少年をして乞丐其他の徒を犯罪化せしむる所謂罪惡傳播の虞あり假令は茲に人あり懲治人と十六年未満の囚人とを混同すべしと云はれ難か之に反對せざる者あらんや懲治人と

十六年未満の囚人とは其間に動作と云ひ心象と云ひ自ら異れる者ありて存し十六年未満囚たりし別房留置人を懲治權に留置するが爲に懲治人を惡化したるの例證實際に於て過しと爲さず現んや乞丐若くは放蕩の故を以て感化院に抑留せられたる無罪者と丁年近き犯罪者とを混同するを今英國に於ける感化學校と工業學校との收容少年の相違を示さば

- 工業學校の收容者は左の如し（抑留期限は孰れも十六年に達する以前に終るべき範圍内とす）
- 一、物品を賣却する等の口實の如何に不拘乞丐を爲したる十四年以下の少年
  - 一、一定の住處家屋若くは後見人なく又は相當なる生活の方法を有せずして彷徨したる十四年以下の少年
  - 一、孤獨又は兩親あるも懲役若くは禁錮に處せられ倚るべき者なき十四年以下の少年
  - 一、世評ある盜人仲間と交通したる十四年以下の少年
  - 一、世評ある娼婦と共に若くは賣淫の目的を以て娼婦の交通する家に寄宿し又は娼婦仲間と交通したる等の十四年以下の少年
  - 一、英蘭に於ては重罪監獄に於ては竊盜の判決を有する者を除き他の犯罪行為ありたる

十二年以下の少年

一、両親の下若くは貧民學校等に於て其命令を遵奉せざる所謂持ち餘ませる十四年以下の少年にして両親又は校長等の訴願に出でたるもの

感化學校の收容者(抑留期限は十九年に達する以前に終るべき三年以上五年以下の範圍内とす)

一、犯罪行為ありたる十六年以下の少年但十二年未満者を除く

追て此中には工業學校に於て規則を遵奉せざるより告訴せられ監獄に拘禁後感化學校に來れる者あり

而して感化學校の收容者は一般に少年犯罪者と稱し罪名を有するも工業學校收容者は罪名を有せず單に少年と稱し自ら其間に處遇上寛嚴の差ありて存す今英國に於ても之を合併すべしとの説を唱ふる者なきにあらざと雖工業學校監理は一般之に反對して云「感化學校收容者は犯罪者なり我儕工業學校の收容者は犯罪者に非ずして其過半は嬰兒私生兒等なり唯惡感化の周圍より救ひ幸運に達せしむべき爲に收容する無垢の少年なり唯孤兒たるの外他の學校の同一視せられ大いに迷惑を感ずる所なり云々」余は悉く其説に同する能はずと雖多少

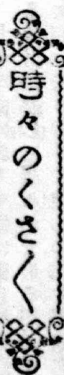
り雖何ぞ我邦の現状に似る事の甚しきや余は之を記載するに當り處ろに我國の將來を豫想し戰慄に堪へざりき此時に當りて英國の智者はひとり此滔々たる流潮に逆らひ之を防止するの策を攻究して止まざるの結果濁流を清めんと欲せば先づ其本源より始むるを以て順序と爲すが如く先づ少年より改良を爲すの得策なるを發見したり

於は一八四一年十月一日蘇蘭に於て初めてアバディン州長官ウオツンはアバディン少年工業學校を開始し二百八十人の乞丐若くは小盜を職とせる十四年以下の少年を收容せり如何にして之を收容せりやと云ふにウオツンは頗る果斷氣にして彼等は是等少年を拘束すべき法律上の權能を有せざりしも斷然警察官に向つて是等の少年を該校に引致し來るべき旨訓令を與へ竟に遂行せられたるなり又一八四三年四月五日同州に少女工業學校を開始し同様の少女を收容したり於是若し乞丐若くは小盜を爲す少年少女あらん歟警官は直ちに之を捕へて工業學校に引致し該校に於ては彼等の世界に出てゐる生活し得べき事情と適當の年齢とに達する迄拘束を爲し教育を施したり其結果爾來一八五六年末日に至る十五年間に監獄囚徒の五割強を減少せしめたりと云驚くべき奏功に非ずや於是蘇蘭の重要な市街は其功の偉大なるに驚き争ふて之

理由あるを信ず將來我邦に於て感化學校の二種に區別する事なからん歟處遇上非常の困難を感ずるに至るべし今余をして英國に於ける感化院發達の歴史を述べしめよ隨て是等の區別も自ら明瞭なるべく又我邦の如き創立時代にある者にとりては全世界に於て尤成功を告げ尤發達したりと云英國感化院の沿革を知悉するは極めて必要なるのみならず頗る興味あるものなればなり

抑英國感化院設立の動火線は一八三五年前後に起りたるものにして當時に於ける英國の現状は一八一五年有名なウオタールの戰に大勝を得たるを始めとし爾來或はナポレオンの戰に或は支那或は印度に勝利を得國光は冲天に輝き隨て貿易は擴張せられ工業は金割せられ國力は増加し上下舉りて其隆盛を祝したりしも其結果社會的組織及習慣の上に一大變更を來たし人心は倨傲に傾き奢侈は一般を風靡し道德は腐敗し靈感頻りに起れり之を目撃したる下等世界人民も貪婪の念に堪へず之に倣はんとするの結果横行は始まれり邪曲は起れり社會の制裁力は全く弛緩し或は顛倒し内心腐敗を以て充つるも美衣以て外を飾り揚々馬車を驅るを智者と爲し内賢あるも外破れたる温袍を着る子路的人物に全の痴愚と蔑視せらるゝに至り容易に之を改良せんと欲するも能はざるが如く見へた

に倣ひ各處に同様の工業學校設立せらるゝに至りたりと云



### 時々のくさく

石井 禮 處

一監獄と云ふ名稱を廢して何地方監と爲すべし但し支署は何々分監と名稱すること

監獄と云ふ事は人口に輪染し早覺りする便利あるも亦之と同時に舊時の苛法刻待を想像せしめ監獄と云ふと早既に見向くことさへ厭ふの念を生ぜしむ人間の感情程恐るべきものなし彼の天保と云ふ字は字體其物は誠に好きにも拘はらず天保とさへ云へば古くして物の用に立たざる如く思ふと同じく一度浸染せし觀念は容易に脱脚し得らるべきにあらず故に獄政の改良一新と共に是非名稱をも改正して舊感を排除するを好とす

一典獄と云ふ名稱を廢して監獄總長と爲すべし獄とか牢とか云ふ文字を可成用ひざるを好とす一看守長監獄書記の名稱を廢して監督長と爲すべし



看守長とか監獄書記とか二様の名稱を設くる必要なきことは今更に論なき所而して看守と云ふ文字は字義消極にして舊時の牢番とか云ふが如く唯逃走さへ防止すれば事足るかの如き感あり然るに今日は制度の進歩と共に彼の逃走を防ぐ等の事は俗に朝飯前の仕事にして嚴正に行刑すると共に作業を奨励して自活の道を知らしめ進んで不其の心地を開拓して善良なる人間に化せしむる等日夜積極的に向ふて而已働きつゝあり故に監督の字義は監察と督勵の意味を含めば適當ならん

一看守の名稱を廢して監督と爲すべし  
一看守部長を監督部長と爲すは勿論なり  
一女監取締の名稱を廢して女監と爲すべし  
一押丁の名稱を廢して監丁と爲すべし  
右に感に浮びたる儘略記して敢て讀者に議る

### ○石澤老典獄の退官に就て

石澤翁は二十七年來監獄事業に従事した人であつて、其年齢の老けた點より謂ふも、多年監獄事業に經驗を累ねた點より謂ふも、如何にも老典獄であつて、監獄社會此人を失ふは今更惜むべき感想

何に翁の獄事に畫瘁したるやを記さばや(別天生)

長野縣士族

石澤 謹 吾

舊 忍 太 郎

天保元年庚寅十一月十四日生

飯田藩信濃國伊那郡飯田町出生

明治二年九月三十日 任飯田藩大參事

全四年六月十四日 飯田藩被廢

全八年六月十五日 警視廳十三等出仕拜命

全九年十二月二日 任中警部

全十年九月廿七日 任中警部

全十一年一月四日 任樞密大警部

全十二年十一月十五日 警視廳被廢

全十三年三月十五日 任二等中警部

全十四年三月十五日 任特別勸導四族團會計掛職務申付候事

全十五年三月十五日 任陸軍中尉

全十六年三月十五日 兼任二等中警部

全十七年三月十五日 兼任樞密大警部

全十八年三月十五日 兼任二等警視補

全十九年三月十五日 兼任二等警視補

全二十年三月十五日 兼任二等警視補

全二十一年三月十五日 兼任二等警視補

全二十二年三月十五日 兼任二等警視補

全二十三年三月十五日 兼任二等警視補

の起るのを禁じ得ない次第である、予は素と石澤翁と郷を同じふし且予の恩人である、縱令他人は兎角の批評を下すとも予に探りては儘かに恩人の一人である、此殊恩に感荷することの深き事實は他人の批評に依つて抹消することの出来ない、況んや石澤翁の徳望は高く郷閭に響いて居る事實あるに於てをや、當に翁は藩政に參與するの重職に居つたのみならず、其の風采態度の溫雅整實は體に君子として普く後進の瞻仰しつゝある點である、郷閭のことは暫く措て在官の身分としても、一たび翁の配下に立て事務を掌りたる者は仙臺なり小昔なり若くは北海道でも其心翁に敬服して居つたと謂ふ事實より見るも翁の徳望を想察するところが出来る、予は決して翁と郷を同じふするが故に之を謂ふのではない、蓋し郷閭の事情は同人社會中で予が最も能く熟知して居るから之を紹介し置くのである、且又本會に探りても翁は創立者と爲つて盡力した點も普く會員諸君の認むる所であつて永く其の功績を忘るゝとに出来ないだらうと思はれる、尤も本會に於ても翁に對し相當感謝の意を表するの計畫熟して居るとであるが、予は今翁の退官に際し去る者日に疎しの誼を事實にせず會員諸君並に翁に向つて何れも近く親密ならむとを希望するのである、左に翁の在官履歷を掲げて如

全十二年四月四日 兼任宮城集治監三等獄司兼二等警視補如故

全十三年一月十四日 兼任宮城集治監二等獄司全

全十四年二月十四日 兼任一等警視補

全十五年三月十四日 兼任樞密大警部

全十六年三月十四日 兼任樞密大警部

全十七年三月十四日 兼任樞密大警部

全十八年三月十四日 兼任樞密大警部

全十九年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十一年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十二年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十三年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十四年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十五年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十六年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十七年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十八年三月十四日 兼任樞密大警部

全二十九年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十一年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十二年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十三年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十四年三月十四日 兼任樞密大警部

全三十五年三月十四日 兼任樞密大警部

統

計



续

## 計

|                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 千<br>莪<br>榜<br>奈<br>愛<br>靜<br>山<br>嶺<br>岐<br>長<br>宮<br>福<br>岩<br>青<br>山<br>秋<br>臨<br>石<br>富<br>島<br>島<br>同<br>廣 | 一<br>二<br>三<br>四<br>五<br>六<br>七<br>八<br>九<br>十<br>十一<br>十二<br>十三<br>十四<br>十五<br>十六<br>十七<br>十八<br>十九<br>二十<br>二十一<br>二十二<br>二十三<br>二十四<br>二十五<br>二十六<br>二十七<br>二十八<br>二十九<br>三十<br>三十一<br>三十二<br>三十三<br>三十四<br>三十五<br>三十六<br>三十七<br>三十八<br>三十九<br>四十<br>四十一<br>四十二<br>四十三<br>四十四<br>四十五<br>四十六<br>四十七<br>四十八<br>四十九<br>五十<br>五十一<br>五十二<br>五十三<br>五十四<br>五十五<br>五十六<br>五十七<br>五十八<br>五十九<br>六十<br>六十一<br>六十二<br>六十三<br>六十四<br>六十五<br>六十六<br>六十七<br>六十八<br>六十九<br>七十<br>七十一<br>七十二<br>七十三<br>七十四<br>七十五<br>七十六<br>七十七<br>七十八<br>七十九<br>八十<br>八十一<br>八十二<br>八十三<br>八十四<br>八十五<br>八十六<br>八十七<br>八十八<br>八十九<br>九十<br>九十一<br>九十二<br>九十三<br>九十四<br>九十五<br>九十六<br>九十七<br>九十八<br>九十九<br>一百 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| 警 署   | 京 都     | 大 阪     | 神 戶     | 兵 庫     | 長 崎   | 新 潟   | 埼 崎   | 群 島   |
|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 視 察   | 郵 政     | 坂 本     | 川 崎     | 庫 里     | 崎 玉   | 鴻 巣   | 玉 子   | 島 根   |
| 一、二三  | 一、三五    | 一、三五    | 一、二六    | 一、八五    | 一、〇四  | 九八    | 一、〇四  | 一、四三  |
| 一、二七  | 一、二六    | 八、五九    | 一、八     | 二、六     | 二、〇   | 六、五   | 九、九   | 二、〇   |
| 二、三   | 六、六     | 二、七     | 一、三     | 一、七     | 四、四   | 四、四   | 二、二   | 二、四   |
| 一、六   | 二、九     | 一、〇     | 四、三     | 六、九     | 四、四   | 二、二   | 一、八   | 一、四   |
| 七、七   | 二、三     | 九、九     | 一、九     | 七、七     | 四、四   | 二、二   | 一、八   | 一、四   |
| 四、七三  | 一、四、四五  | 一、四、四五  | 四、三六    | 一、七三    | 二、四三  | 一、四、五 | 一、〇三  | 一、三九  |
| 一、四、四 | 一、六、九   | 七、七、六   | 一、二、四   | 二、五、七   | 一、〇、九 | 一、〇、三 | 一、三、九 | 一、三、九 |
| △     | △       | △       | △       | △       | △     | △     | △     | △     |
| 三、三   | 一、五、四   | 一、五、四   | 一、五、八、六 | 一、五、八   | 一、四、六 | 一、四、七 | 一、三、七 | 一、〇   |
| 延 入 員 | 一、五、八、六 | 一、五、八、六 | 一、五、八、六 | 一、五、八、六 | 一、四、六 | 一、四、七 | 一、三、七 | 一、〇   |
| 平均人員  | 四、四、四   | 四、四、四   | 四、三、三   | 一、五、八、六 | 一、四、六 | 一、四、七 | 一、三、七 | 一、〇   |

○明治三十四年十二月末日現在全國在監人員表

|                       |                                                |                                                                                                                                                     |                                                     |
|-----------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 合乳別懲刑囚<br>計房留置人<br>兒人 | 五八、八八〇<br>九三<br>九二四<br>一〇四<br>五九、六八一<br>五七、七〇二 | 四九、五七九<br>八、〇五八<br>一五二<br>四九、八三七<br>八、六七〇<br>一四六<br>四九、二六〇<br>七、二七五<br>一四四<br>九二三<br>一〇〇<br>六<br>七四<br>二五八<br>六一二<br>三一九<br>七八三<br>八<br>七五<br>一、一七八 | 三十四年十二月末日<br>十一月末日<br>三十三學十二月末日<br>前月ニ比較シ<br>前年ニ比較シ |
|-----------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|

○明治三十四年十二月末日全國囚人刑名別

| 刑 名 |     |     | 本年十二月末日現在 |      |      | 本年十一月末日現在 |       |     | 前月比較 |  |  |
|-----|-----|-----|-----------|------|------|-----------|-------|-----|------|--|--|
|     |     |     | 男         |      |      | 女         |       |     | 計    |  |  |
| 無期徒 | 有期徒 | 有期流 | 三、二四      | 五、六  | 九、八〇 | 三、四八      | 九、五七  | 二、三 | 減    |  |  |
| 無期  | 有期  | 有期  | 三、二六      | 二、六二 | 三、四八 | 三、四八      | 三、四六三 | 二、五 | 減    |  |  |
| 無期  | 有期  | 有期  | 三、七六      | 六、一一 | 四、三七 | 四、三八      | 四、四〇  | 四、  | 減    |  |  |
| 無期  | 有期  | 有期  | 三、一七      | 三、一五 | 三、四三 | 三、四三      | 三、四〇  | 三、  | 減    |  |  |
| 無期  | 有期  | 有期  | 一、〇       | 一、〇  | 一、〇  | 一、〇       | 一、〇   | 一、  | 減    |  |  |

○前表在監人員の内外國人を國籍に依り區分すれば左の如し

|                          |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|-------|--|
| 諸獨露北佛英韓清                 |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
| 計 米                      |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
| 西合蘭吉                     |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
| 衆                        |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
| 咸遜亞國四利                   |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
| 男男男男男男男男男男               |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
|                          |  |  |  |  |  |  |  | 刑事被告人 |  |
| 四     -   - -   -        |  |  |  |  |  |  |  | 四     |  |
| 四<br>〇   - 一 七 四 - - 三 三 |  |  |  |  |  |  |  | 人     |  |
|                          |  |  |  |  |  |  |  | 別房留置人 |  |
| 七 -           -          |  |  |  |  |  |  |  |       |  |
|                          |  |  |  |  |  |  |  | 計     |  |
| 四六 - - 一 八 四 - - 三 三     |  |  |  |  |  |  |  | 二五    |  |

[illegible]



該法律案に就ては夙に當局者間に於て其の必要を

○警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるゝ者の費用に關する法律案

**法律**

院は議會省路の上之を可決し貴族院に回附せり、同院に於ても委員會に於ては常に異議なきのみならず尙一步進んで全部地方費の負擔と爲し償還するに及ばざるべしとの議論ありたりと謂ふ、想ふに同院に於ても其の可決を見るは違きにあらざるべし、其の法律案及理由書は左の如し

雜

報

數月滯獄押送未濟者ナリ

上告破盟ノ上仙へ移スノ旨渡アル也月末押送未済ノ者

[illegible]

○十二月分上訴人員調

| 合 計   |        | 重 禁 鋼   |         | 輕 禁 鋼   |         | 拘 留     |         | 監 禁     |         | 合 計     |         |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 初 犯   | 再 犯    | 一 年 以 下 | 一 年 以 上 | 一 年 以 下 | 一 年 以 上 | 一 年 以 下 | 一 年 以 上 | 一 年 以 下 | 一 年 以 上 | 一 年 以 下 | 一 年 以 上 |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 916     |
| 2     | 21     | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      | 21      |
| 1,088 | 51,300 | 9,140   | 5,939   | 1,072   | 1,811   | 33,835  | 27      | 43      | 156     | 689     | 91      |



○女監取締雨衣並雨覆制式

- 一、丈は踵より四寸上り
- 一、裏は肩當のみを附す品質は黒毛縹子
- 一、襟は折襟二寸五分
- 一、前口隠卸
- 一、卸は總て黒角
- 一、雨覆は黒毛縹子の裏付とす

○外國語翻譯の在監人遵守事項

在監人遵守事項に就ては英譯の分のみは既に開港  
場監獄に頒布し居りしが、其他の譯文に就ては未  
だ出來せざる爲め事實不便を感ずること甚なから  
ざりし、然るに今般主務省に於て佛蘭露清の數箇  
國語に譯し、譯成次第各開港場に頒布するの計畫  
ありと謂ふ

○文書取扱及保存規程準則

監獄に於ては他官廳と違ひ、非常に多くの文書を取扱ふが故に、從て其の整理記録編纂の方法も、巧に處辨せざれば錯雜を來すことを免かれず、是れ所謂普普通官廳と文書の取扱を異にし、且其の諸帳簿も各監獄共に一定の保存期限を存するの必要を施る所以なり、其の筋に於ては昨今之が調査を施せしつゝあれば遅くとも本月下旬までは發令と

○看守定員令改正

看守定員令の改正看守部長の定員令制定等は實に目下の急務にして何人もその必要を認むる所なりしが、何分にも一面は經費問題に關聯し一面は公平に配置せしめんが爲めに非常の調査を要することとなるが故に早急に取運ぶを得ざるの事情あり、終に遷延今日に至れるも最早大略は段落を告ぐべき機會に際したるを以て何れ近日何分の詮議問題と成るべきやに聞及びぬ

○關西地方典獄聯合會

本月二十日より向ふ五日間愛知縣に於て關西地方典獄會議を催ふし三十六年度監獄費豫算編成方領證金取扱手續賞譽規程等に關し協議する筈なりと謂ふ、就ては本省に於ても同日迄には監獄事務官一名派遣せらるゝことなるべし、會同府縣は靜岡岐阜和歌山石川京都奈良三重福井兵庫滋賀富山大阪の二府十縣なり尙其の協議問題景況等は次號に掲載することあるべし

### ○賞譽規程の疑議

實聖規程に就ては府縣に於ても疑義の廉也ならず  
依て照會回答を範め參考の爲め此程其の筋に於て

見るべしと聞く

○監獄作業規程に就て

監獄作業規程の原案は一たび典獄會議の諮問に附せられたるが、此程各典獄より之の意見が纏りたるを以て主務局に於て再調査を行ひ、之も本月内には發布せらるべしと謂ふ、因に記す其の施行期は本年四月一日よりなりとす

○工業資金に就て

監獄需要の物品は監獄自ら之を供給するを要するの經理上の原則は實際監獄に於ては工藝資金なきが爲めに此原則を實行すること能はざるの憾ありは往々聞く所なりしが、來年度よりは其の筋に於ても豫算配賦上此點に注意を下し成るべく不平均なからしむる様爲さんとて昨今調査中なりと聞く

## ○監獄署の分課標準

分課標準も亦曾て諮問案たりしが、其筋の意向にては行政整理問題の繫るありて地方官制改正の際或は同分課も官制中に規定せらるゝに至るべきを以て暫く見合はせ官制改正の後に譲るべしと謂ふ、從て當分の間は之が發布を見ることとなるべし。

各典獄に通牒したりと謂ふ、其の趣旨左の如し

○山形縣熊會

今般計に依ル今年第一被シ以テ在監人員數を精細に決定メテ  
第二條に依ル入監後二箇年經過スルニアラサレハ實費ヲ受  
ケ其ノ資格ヲ有セザルコト、相成從テ第四條檢察報告ヲ要ス  
ル者ハ刑期二年以上ノ者及第三條二項ノ者ニ限ルニ候モ將  
テ第二條ニ入監人トアリテ第四條ニ在監人トアルヲ以テ二年  
未滿ノ者ハ第四條ト在監人トニ包含セラレタル者ト解シ二年  
月ニ一回ツ、身分履行狀錄ニ記入スル義ニ候哉若シ前段ノ如  
ク解スルモノトスレバ二年未滿ノ在監人身分轉ニハ行狀錄ヲ  
添付シ置クノ必要ナキカ如ク被考候  
右回答

右回答

在監人實學規程ノ件御同合ノ趣了承右ハ後段御解釋ノ通りニ  
テ行狀錄ニ記入ヲ要スル義ニ候

○大分縣照會

一、期ハ實與利程第二條第一項ニ依ルハ四人ノ實利ハ二ヶ年ト限定セラル様ニ付テハ利期ノ最長ニ依ラザルハ勿論ノ義ニ有之果シテ然ルトキハ利期二年未滿ノ者ハ通常實與し得ヘカヲサカ義ニ有之候哉

二、常第三項ニ依ルトキハ特ニ情狀體認スヘキモノハ前二項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得付テ本項ニ該當スル者アルハ假令利期二年未滿ノ者ト雖モ相當期間（假令ハ六ヶ月若ハ一年中ト云フカ如シ）控過後ニ至リ一廻若ハ二回實與シ可然哉

三、第二條第三項ニ因人ニシテ情狀認識スヘキ者トアリ情狀認識ノ基準ニ所犯情狀認識スヘキモノ指シテ違ナリトセトハ入監ノ當リニ於テ因ノ實與期リ短縮セサルヘキナリトセトナル然レトモ因ノ實ナルモノハ入監後ノ行狀善良其改悛ノ顯著ナルヲ確證實與スヘキ義ニ付本項ノ情狀認識ハ基準



ニ所犯ノ情狀ヲミ措キテシテモ、如シ果シテ然ラバ入監後一賞與期ヲ二年ト定メタル者ノ中ニ就キ當時改悔ノ狀如何ヲ結密ニ觀察シ隨時賞與期ヲ短縮スルノ適當ナルヲ認メ左ニ對スル御意見如何

右回答

第一項 刑期二ケ年未滿ノ者ハ第二條第三項ニ該當スルモノハ外賞與スルコトヲ得サル義ト存候  
第二項 御見込ノ通  
第三項 御見解ノ通

○三重縣照會

一、第二條ニ四人ハ入監後二年ヲ經過セザレバ賞與スルコトヲ得ス亦賞與ノ期間ハ二ケ年トストアリ然レモ現ニ二年以上二年未滿ニシテ一個又ハ二個二年以上六年未滿ニシテ二個又ハ三個有スル等ノ如キモノアリ規程ノ明文ニ依ルキハ二年未滿ノ者ニ在リテ全部之ヲ除キ四年未滿ノ者ハ二年六ケ月未滿ノ者ハ二個ニ減セザルヲ得サカ如シ果シテ然ラハ此際總テ右ノ方法ニ依リ之ヲ減スルハ儀ニ該當又ハ全條第三項ノ特例ニ依リ現在ノ賞與者ニ限リ特ニ消滅セシムルニ及ハズ義ニ該當

二、第四條中看守又ハ女監取締シテ認メシムル報告簿ナルモノハ從來ノ行狀觀察簿ノ如キモノヲ報告簿ト改メ一人一枚トシ其都度記入報告セシメ二年以内ノモノニ在リテハ別ニ行狀觀察簿ニ便宜右報告簿ヲ採取身分別ニ綴納シ看守長ニ於テ行狀觀察ニ記入スルヲ容シ可然哉

右回答

第一項 舊行狀觀察規程ニ依リ與ヘタル賞與ハ新賞與規程施行ノ爲メ其効力ヲ失フモノニアラス舊勸賞規程ニ依リ賞與シタルモノヨリ起算シ二ケ年以上ヲ經過スルモノハ之ニ賞與スルコトヲ得サル義ト存候  
第二項 報告簿ハ規程ニ於テ開闢可成且ハ二二年以内

第三項 新規程ハ舊規程ノ勸賞期間中ニアルト期間終了シタルトシ拘ヲ直ニ之ヲ適用シ其ノ既ニ賞與シタル者ハ最終賞與ノ時ヨリ起算シ第二條第二項及第三項ヲ適用シ未タ賞與セザル者ハ入監時ヨリ起算シ第二條第一項及第三項ヲ適用スルモノト存候  
第四項 行狀觀察ノ短期刑ノ者ト雖モ省署スルヲ得サル義ト存候

○クルーゼン氏の送別

警監學校講師兼司法省顧問クルーゼン氏は今回滿期歸國に際し從來氏の門弟若クは縁故ありし者より餞別として物品惠贈の企ある旨に既ニ會員諸君の諒知せらるゝ所なるべし、氏は三月十日頃便船に搭じ歸國せらるゝ筈なりと謂ふ、尤も清國膠州灣に備聘せられたれば本年九月頃同地に赴かるべし、氏の我が邦監獄事業に對する盡力に寔に淺からざるものあるを以て來る十七日本會に於て送別の筵を紅葉館に開く都合なり、其の模様(大臣の演説クルーゼン答辭等)は詳細次號に報道すべし

○本會茶話會

例の通り一月十八日午後本會に於て茶話會は開かれぬ、第一席貞金九十九君は監獄改良時代の急務と題し人を得るの必要なる所以を説き第二席和田千松郎君は統計に就てと題し監獄統計の心得を示

ノモノト雖モ行狀觀察簿ヲ作製スヘキモノト存候  
○三重縣照會  
今同訓令第十一號ヲ以テ相定ムル候在監人賞與規程第二條ニ四人ハ入監後二ケ年云々ト有之右ノ確定ノト因ハ入監後滿二年ノ經過ヲ指示シタルモノニシテ無論賞與期ノ起算點ハ刑期ノ起算日ニハ關係セズ確定日ヨリ起算スルモノト思料候得共聊カ疑義ノ際有之候

右回答

本月十四日監一第八〇號ヲ以テ在監人賞與規程中疑義ノ際御照會ノ旨了承利確定ノ日ヲ以テ賞與期ノ起算點ト爲ス義ト存候

○滋賀縣照會

一、刑期二年未滿ノ者ハ元來賞與期ナルヲ以テ短縮後算スル龍ハサカ將テ第二條第三項ハ全第一項第二項ノ除外例ナルモノヨリ刑期二拘ヲサ替ニ情狀ノ觀察スヘキモノアレハ適用シ得ヘキカ  
二、全項ニ依リ短縮後算シタルモノハ其日ヨリ起算シテ爾後二ケ年ヲ次ノ賞與期間ト心得可然カ將テ次ノ賞與期間ニハ影響ヲ及ボサハズ起算ナルカ  
三、舊規程ニ依リ既ニ勸賞シタルモノハ賞與ヲ與ヘルト否トニ論ナク其勸賞期ノ盡キタル翌日ヨリ起算シ二ケ年ヲ賞與期間ト心得可然ヘキカ  
四、在監人ノ行狀觀察ハ刑期二ケ年未滿ニシテ賞與ノ見込ナキ者ニ關シテハ酌宜省署スルモ効力ナキカ將テ如何ナル短刑期ノ者ト雖モ都テ作ラササルヲ得サルカ

右回答

第一項 後段御見解ノ通  
第二項 第二條第三項ニ依リ賞與シタル者ハ其賞與ノ時ヨリ起算シ同條第二項ヲ適用シ得ルモノナラス特ニ情狀觀察スヘキモノトキハ第三項ヲ適用シ得ルモノト存候

し高木典獄新年所感石澤老翁獄事所感留岡教授理想的行刑制度等の有益なる講演あり終つて齊藤實篤君提出囚人犯罪したるときは一面は告發して刑法處分を行ひ一面は獄罰處分を施こすに至當とするの討議問題に就て甲論乙駁多時に涉れり、採決の結果大多數を以て積極說に可決せらる當日の出席者左の如し

- |        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 藤原德三郎  | 河村樹雄   | 酒井順長  | 近藤英之助 |
| 松井教忠   | 白井勇松   | 齊藤重義  | 室岡晉藏  |
| 松野純孝   | 岩越義為   | 小林萬吉  | 手塚萬   |
| 佐瀬庄三郎  | 永藤徹    | 柴田常太郎 | 肥後盛   |
| 矢野義典   | 齋藤徹吉   | 富山要次郎 | 内田謙   |
| 杉浦覺龍   | 關平田彦次郎 | 和田千松郎 | 宮井銳太郎 |
| 中村基吉   | 井田兵之助  | 白濱季吉  | 酒井一郎  |
| 早川直亨   | 池田信太郎  | 香川又二郎 | 西村駒太郎 |
| 五十嵐竹次郎 | 岡田照智   | 伊南金次郎 | 高橋稔   |
| 野村秀吉   | 大久保清三郎 | 伊藤正頼  | 石澤清吉  |
| 浦上廣作   | 貞金九十九  | 伊藤孝之  | 小河滋次郎 |
| 奥井太郎   | 齋藤實篤   | 吉田正列  | 眞木壽   |
| 早崎春香   | 高木光久   | 杉野喜祐  | 藤澤正啓  |
| 留岡幸助   | 磯村政富   | 印南於菟吉 | 丸山信之  |
| 千原正澄   | 宮下鉄太郎  |       |       |



○本年一月中特赦人名

| 官上 | 刑執行ノ | 特赦狀下付ノ | 刑ノ執行ノ | 罪       | 名     | 刑名  | 刑期 | 氏 | 名 |
|----|------|--------|-------|---------|-------|-----|----|---|---|
| 典獄 | 堀玉縣  | 一月八日   | 一年餘   | 自殺ニ關スル罪 | 輕懲役六年 | 須永忠 | 吉  |   |   |
| 同  | 枋木縣  | 一月十三日  | 五年餘   | 毆兒故殺    | 輕懲役六年 | 神山  | 吉  |   |   |
| 同  | 新潟縣  | 一月十一日  | 三年餘   | 爆發物取締罰則 | 重懲役五年 | 根布  | 吉  |   |   |
| 同  | 岡山縣  | 一月十七日  | 一年餘   | 公文書毀棄   | 輕懲役六年 | 上田  | 吉  |   |   |
| 典獄 | 香川縣  | 一月十九日  | 五年餘   | 毆兒故殺    | 輕懲役六年 | 羽多  | 吉  |   |   |
| 同  | 愛知縣  | 一月廿二日  | 四年餘   | 同       | 輕懲役六年 | 小田  | 吉  |   |   |
| 同  | 長野縣  | 一月廿二日  | 四年餘   | 同       | 輕懲役六年 | 宮澤  | 吉  |   |   |
| 同  | 千葉縣  | 一月卅一日  | 三年餘   | 毆兒壓殺    | 重懲役九年 | 穗崎  | 吉  |   |   |

○本年一月中假出獄者人名

|       |      |        |      |        |        |       |       |     |     |     |
|-------|------|--------|------|--------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 出獄月日  | 官上   | 認可月日   | 判    | 決      | 罪      | 名     | 刑名    | 刑期  | 氏   | 名   |
| 一月一日  | 高知縣  | 十二月廿八日 | 廿八年  | 一月十五日  | 故      | 殺     | 輕懲役六年 | 九月  | 中山  | 勢太郎 |
| 一月十三日 | 熊本縣  | 一月九日   | 廿七年  | 十二月廿四日 | 偽造官印使用 | 輕懲役八年 | 福田    | 又吉  |     |     |
| 同     | 佐賀縣  | 同      | 廿九年  | 九月四日   | 毆打致死   | 輕懲役六年 | 九月    | 高島  | 伊三郎 |     |
| 同     | 島根縣  | 同      | 三十年  | 五月十四日  | 公印盜用   | 輕懲役六年 | 藤田    | 熊太郎 |     |     |
| 一月十四日 | 鹿兒島縣 | 一月十日   | 二十九年 | 四月四日   | 毆打致死   | 輕懲役七年 | 六月    | 竹内  | 少二  |     |

○典獄來往

|       |     |       |      |        |        |       |       |     |     |    |
|-------|-----|-------|------|--------|--------|-------|-------|-----|-----|----|
| 一月十五日 | 栃木縣 | 一月十三日 | 三十三年 | 九月二十四日 | 故      | 殺     | 重禁錮一年 | 六月  | 中村  | 春吉 |
| 一月廿日  | 山梨縣 | 一月十八日 | 廿八年  | 十一月廿九日 | 毆打致死   | 輕懲役七年 | 六月    | 小佐野 | 喜作  |    |
| 一月廿三日 | 廣島縣 | 一月廿一日 | 三十年  | 七月七日   | 放火未遂   | 輕懲役六年 | 小     | 林   | 少   |    |
| 一月廿四日 | 新潟縣 | 同     | 廿九年  | 四月十七日  | 同      | 輕懲役七年 | 六月    | 桐生  | 初太郎 |    |
| 同     | 同   | 同     | 三十年  | 六月十日   | 官文書毀棄等 | 輕懲役六年 | 鈴     | 木   | 民七  |    |
| 一月廿六日 | 長野縣 | 一月廿四日 | 廿九年  | 四月廿三日  | 貨幣偽造   | 輕懲役六年 | 田     | 中   | 源   |    |
| 一月廿八日 | 新潟縣 | 一月廿五日 | 廿九年  | 十一月六日  | 放火未遂   | 輕懲役六年 | 九月    | 水落  | ヲル  |    |

○事故錄 自一月十一日至二月十日

一月十四日 監獄事務官石澤瀧吉氏依願奉官  
一月十八日 協會委託會を開く  
一月廿五日 富山縣高岡支署裁判所留置場内に閉鎖、此日より事務を取扱ふ  
二月一日 監獄學校の試験始る、監獄科の試験は本月十八日にて終はると聞ふ

○伊東忠恭氏の歸朝

客年一月主として感化院事業調査の爲め英國に渡航されたる同氏は此程客月下旬佛蘭の監獄感化院の巡視を終へ無事歸朝せられたり、贅す所の満蒙他日大に其口を繕くの時期あるべきを信ず

○黒澤長崎縣典獄は去月二十七日上京本月五日歸任の途に就かる  
○山崎宮城縣典獄は去月下旬上京大阪石川福井富山地方へ監獄巡視として出發本月十八日歸任  
○角尾長野縣典獄もまた去月下旬上京兵庫附近へ監獄巡視として出發本月中旬歸任  
○柿木原愛媛縣典獄は去月三十日上京本月十日歸任  
○神尾山形縣典獄は本月二日上京愛知静岡二縣監獄を視察中旬歸任  
○畑集治監獄は本月十日頃上京せられたり  
○河俣三重縣典獄は本月十三日上京十八日歸任





一、警監學接教師ドクトル、クルーゼン氏近日滿期歸國ニ付キ本月十七日芝公園内紅葉館ニ於テ送別會ヲ開キコト

二、石澤謹吾君ハ多年職務ニ從事セラレ其功績彰カラス且ツ本會館設以來會務ノ爲メ盡力セラレタル功勞ニ酬アル爲メ本會則第三條第八項ニ依

石澤謹吾君

右は本會規則第十三條ニ據リ會頭ヨリ本會委員トシテ囑托セラレタリ

明治三十五年二月二十日

前項委員會ノ決議ニ基キ本會ヨリ石澤君ニ贈與セ  
ラントル紀念品左ノ如シ  
一、銀製水注 壹個

壹佰

警監學校編輯クルーゼン氏ニ紀念品トシテ贈呈  
シタル目錄左ノ如シ

一梨子地詩繪料紙箱

一全  
硯箱

一全  
印籠

一刀鐸

一厨子

以上

1

1

○クルーゼ

人名

人名

司法省

八〇〇

11,000

3,000

11,000

11,000

二〇〇〇

東京集治堂

五〇〇

五五〇〇

五五〇〇

E O O

○クルーゼン氏紀念品贈呈者  
人名  
(、圓位)

司法省

八〇〇〇

III-000

III-000

11,000

11,000

11,000

東京集治

一五〇〇

五〇〇

五〇〇〇

3

氏紀念品贈呈者  
(圓位)

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 千頭正澄  | 加藤勝次郎 | 十河正之  |
| 真木    | 山上一義  | 小石渡敏二 |
| 久保田貫一 | 清浦奎吾  | 石河渡敏二 |

壹壹壹壹壹  
箱個個個個

[illegible]

|       |      |      |      |       |       |      |    |      |      |       |      |     |      |      |       |       |       |       |      |      |
|-------|------|------|------|-------|-------|------|----|------|------|-------|------|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 橫山碩次郎 | 渡邊又二 | 香川祐之 | 逸見祐次 | 西村駒次郎 | 田中辰四郎 | 濱田正啓 | 藤澤 | 森田實次 | 三島德三 | 牛島留五郎 | 若山茂雄 | 大本山 | 大野四郎 | 清谷惠眼 | 氏家幸太郎 | 秋元源次郎 | 福鳥幸太郎 | 吉野鑣五郎 | 安齋左守 | 畑齋一岳 |
|-------|------|------|------|-------|-------|------|----|------|------|-------|------|-----|------|------|-------|-------|-------|-------|------|------|



明治三十五年二月二十日

印發行  
刷所  
東京市  
麹町區  
幸樂一  
丁目  
五番地  
監獄  
愛村  
協政  
會富

# MAGAZINE

OF THE

## PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 2. February, 1902.

VOL. XV.

### CONTENTS.

#### Leading Articles :—

- On my feeling.....KINGO ISHRAWA.  
 On my feeling of New year Warden.....MITSUHIRA TAKAKI.  
 Ideal Penitentiary System.....  
 .....Prison School Professor KOSUKE TOMOKA.

#### Miscellaneous Tales:—

- Lecture.  
 Sanitary lecture.  
 The Selection of reading Book for Prisoner.  
 Prison Christmas day.  
 The late Professor Wahrberg. (Austrian University).....  
 .....By GAKUTOUSEI.  
 Prison economy...By Prison Commissioner, TAKASHI SANAGI.

#### Miscellaneous:—

- The definition of Reward system.  
 Prison visiting Notes.....By BETSUTENSEI.

#### Foreign Notes:—

- Retire of Howard Association Secretary Mr. Tallack.....  
 England Prison Punishment.....  
 England Prison Labour.....

#### Statistics.

#### Current Events.

#### Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.

No. 3 Itehome. Eirakucho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

(番六十百二千二局本話電)